総括審査・表決

1 期 日 平成20年11月28日(金)

2 場 所 全員委員会室

3 出席委員 委員長 松浦幸男

副委員長 田川寿一、髙橋雅洋

委員 森川家忠、山下智之、岩下智伸、金口 巖、井原 修、 髙木昭夫、杉西加代子、安木和男、天満祥典、松岡宏道、 門田峻徳、砂原克規、中本隆志、蒲原敏博

4 欠席委員 なし

5 出席説明員 知事、有岡副知事、城納副知事、代表監査委員、教育長、警察本部長、 総務局長、企画振興局長、環境県民局長、健康福祉局長、商工労働局長、 農林水産局長、土木局長、都市局長、企業局長、危機管理監、人事委員 会事務局長、会計管理者(兼)会計管理部長、会計総務課長、財政課長、 税務課長

6 付託事件

平成19年度広島県歳入歳出決算認定の件平成19年度広島県公営企業決算認定の件

7 会議の概要

- (1) 開会 午前10時31分
- (2) 記録署名委員の指名
- (3) 知事あいさつ

委員の皆様には、去る9月定例県議会におきまして平成19年度決算特別委員会が設置されて以来、長期間にわたり熱心に御審査をいただき、まことにありがとうございました。審査の過程におきまして委員の皆様からいただきました貴重な御意見、御提言につきましては、今後の県政運営に反映させてまいりたいと考えております。

本日は、決算の総括審査をしていただくわけでございますが、どうか十分に御審査賜りますようお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

(4) 質疑·応答

○質疑(森川委員) 本日は、県立病院事業について、何点かお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

全国の自治体病院は、その8割が赤字となるなど非常に厳しい経営状況にあり、 その経営の健全化が大きな課題となっております。本県の県立病院事業においても、 今年度から公営企業会計ごとの公表が義務づけられた資金不足は生じていないもの の、平成19年度決算においても7億7,600万円余の純損失が生じており、抜本的な経 営改革が必要になっております。一方、経営健全化に向け、経営の効率化等の取り組みの推進は当然のことでありますが、公立病院は地域の基幹的病院として地域医療に重要な役割を果たしており、病院事業の改革に当たっては、単に経営面のみではなく、地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくという視点も不可欠であります。

こうした視点から、県立病院事業について、まずは県立病院事業の地方公営企業法の全部適用への移行についてお伺いいたします。

県立病院事業の抜本的な改革に向け、県は来年4月から、地方公営企業法の全部 適用、いわゆる全適への移行を予定されております。この全適への移行により病院 事業管理者が設置され、職員の任免、給与等の身分の取り扱い、予算原案の作成な どの権限が知事から移譲されることにより、経営の自律性の向上、経営責任の明確 化、職員の意識改革が期待できるとされております。

しかし、この全適は地方公営企業法の枠内での運営形態の変更にすぎず、自律性の向上等を生かした具体的な経営改善の取り組みが行われなければ、何の意味もないものであり、本来具体的な改善の取り組みを行う前提として、運営形態を変更すべきものだと考えます。また、管理者の設置に伴い新たなポストが増設されることになりますが、現在の組織の上に管理者を設置するだけだとしたら、現時点で全適による影響として明らかなものは、管理者の設置によるコストの増加だけということになります。

そこで、全適後の県立病院の運営組織についてどのようにお考えか、お伺いいた します。また、全適への移行に伴い、どのような方針で病院事業の経営改善に取り 組もうとされているのか、あわせてお伺いしたいと思います。

○答弁(知事) 地方公営企業法の全部適用につきましては、病院経営を取り巻く環境が刻々と変化し、ますます厳しさを増す中で、病院現場の実態を踏まえ、こうした環境変化に迅速かつ的確に対応できる体制の構築を目的として移行しようとするものでございます。

このため全部適用後の運営組織につきましては、簡素で効率的なものを基本に、 実質的な権限を持つ事業管理者のもと、診療や事務などの各部門が患者ニーズや医療環境の変化に応じてそれぞれ主体的に考え、スピーディーに対応できるものとすることとしており、例えば最新の治療方法や治療体制などがより柔軟かつ機動的に導入できるものと考えております。また、病院経営につきましては、その使命や目標の共有化などにより職員の意識改革を促進するとともに、効率的なチーム医療を基本とした良質な医療の提供と、それに伴う収益性の向上など、より自律的な経営を実施し、医療の質の向上と経営改善を図ってまいります。

○要望・質疑(森川委員) この全部適用を病院事業の経営改革に結びつけるためには、 事業管理者の強力なリーダーシップにより職員の意識改革を図り、具体的な取り組 みを進めていく必要があると思います。また、既に全適を行っている企業局を見ま しても、自律性の向上はかなり限定された範囲にとどまっているものと思います。 より徹底した形で経営責任の明確化、戦略的経営を進めていこうとした場合、長期 的視野に立った目標を定め、透明性、自律性、機動性を確保できる地方独立行政法 人化ということも考えられると思います。このことについても検討していただきま すよう要望をしたいと思います。

それでは次に、県立神石三和病院の地元移管についてお伺いいたします。

神石三和病院については、本年6月に神石高原町と移管に関する協定書が締結されるとともに、6月定例県議会で、円滑な移管を行うための総額13億円余りの移管交付金を初めとする財政支援措置が決定されました。また、9月には移管後の新病院の指定管理者が町議会で決定されるなど、順調に移管に向けた手続が進められております。しかし、私が一番心配しているのは、全国的に医師や看護師の不足が問題になっている中で、現在と同様に救急医療や人工透析などを含めて行うこととなっている移管後の病院の医師、看護師を初めとする医療スタッフの確保であります。そこで、移管後の同病院の医療従事者確保に向けた取り組みの現状と、今後の県の支援方針についてお伺いいたします。

- ○答弁(健康福祉局長) 神石三和病院につきまして、平成21年4月の地元移管に向けて、神石高原町及び新病院の指定管理者が、県とも連携をいたしまして運営体制の整備を進めているところでございます。新病院のスタッフにつきましても、指定管理者が、神石三和病院に在籍いたします職員の新病院への再就職により一定数を確保するとともに、さらに必要な医療スタッフの採用を予定されるなど、新体制の整備に向けて努めているところでございます。こうした新病院の運営に必要なスタッフにつきましては、指定管理者において確保することが基本と考えておりまして、県といたしましても、今後、町からの要請に応じて新病院の円滑な運営と地域医療を確保する観点から、必要な人材支援を検討してまいりたいと考えております。
- ○要望・質疑(森川委員) また次の瀬戸田病院の地元移管もあわせて、県の十分なフォローをお願いしたいと思います。

次に、来週、尾道市と移管にかかわる協定書を交わす予定の瀬戸田病院について お伺いいたします。

瀬戸田病院については、初期救急機能を有する有床の診療所として存続すると聞いておりますが、こうした方針に至った経緯と考え方についてお伺いしたいと思います。

また、瀬戸田病院については、随分以前から移管の話があったこともあり、建物 や医療機器の補修、更新が不十分な点があると聞いておりますが、地域に必要な医 療機能を継続的に果たしていくための医療スタッフの確保や設備の整備については、 県はどのように支援していこうとされているのか、あわせてお伺いをいたします。

○答弁(健康福祉局長) 瀬戸田病院につきましては、尾道市や地域の医療関係者等の 参画を得まして、県が設置いたしました瀬戸田病院移管検討委員会におきまして、 移管後は有床診療所にするとの方向性が示されております。これは、瀬戸田病院の診療圏は生口島島内にほぼ限定されまして病床利用率も低いことから、移管後は、持続可能な経営を目指して、内科を中心とした有床の診療所とすることが望ましいとされたものでございます。尾道市は、この委員会報告を尊重されまして、有床診療所として運営するという方針のもと、必要な財政的・人的支援を県へ要望されているところでございます。

県といたしましては、神石三和病院の場合と同様に、財産の無償譲渡に加えまして、建物改修や医療機器の更新費など、総額12億円余りの移管交付金により財政支援することとし、このたびの12月定例県議会へ予算提案する準備を進めておりまして、あわせて医療スタッフの確保につきましても、今後、人的支援の検討を行ってまいりたいと考えております。

○要望・質疑(森川委員) この医療従事者の確保を初めとして公立病院の経営は多くの課題を抱えておりまして、非常に難しい事業だと思います。特に神石高原町は病院の経営の経験がなく、大きな不安を抱えているものと思います。移管に当たっては、県の十分なフォローをお願いしておきたいと思います。

次に、県立安芸津病院について、お伺いいたします。

県立安芸津病院は、広島中央二次保健医療圏のうち、竹原市、旧安芸津町、大崎 上島町などを医療圏域とした芸南地域の中核病院であります。しかし、病床利用率 が71.3%と一昨年の76.1%からさらに低下したことに伴い、平成19年度決算で4億 3,000万円余の赤字を計上するなど厳しい経営状況が続いており、先日、県病院事業 検討委員会で安芸津病院の経営改善に向け意見交換が行われたと聞いております。

同委員会では、委員から、最低限の医療を確保しないと地域に信頼されないのではないか、あるいは県のPRが足りないのではないかとの意見も出されたと聞いております。県は規模の縮小を検討されているようでありますが、私は、小児科等の専門外来機能や二次救急医療に対応できる病院が少ない芸南地域の県民の安全・安心を確保していくためには、最低限必要な医療機器を整備した上で積極的な経営改善を行い、現状の体制を維持すべきであると考えております。

そこで、県は安芸津病院の経営不振の原因をどのように分析し、それを踏まえ、 これまでどのような経営改善の取り組みを行ってきたのか、また、今後どのように 病院経営を立て直していこうとされているのか、お伺いいたします。

○答弁(健康福祉局長) 安芸津病院につきましては、入院、外来ともに患者数が毎年減少いたしまして、特に昨年度の病床利用率は71.3%と、平成3年度に150床となって以来、最低の病床利用率となるなど、経営状況が悪化いたしております。この要因といたしましては、さまざまなことが考えられますけれども、近年、交通利便性の向上などによりまして、呉地域の医療機関を利用されます患者さんがふえるなど、地域の中核病院としての役割や住民ニーズの低下が背景となって、患者数の減少に歯どめがかからない状況が続いているものと考えております。

こうした中で安芸津病院では、新たな専門外来の開設でございますとか、午前中だけ実施いたしておりました外来診療におきまして午後の診療も開始するなど、診療実績の改善に向けた取り組みを行ってまいりましたが、大きな改善は見られない状況にございます。このため、監査委員からの決算審査意見も踏まえまして、まずは病床数につきましては早急に見直しを行う必要があると考えておりますが、それとともに現在策定中の次期病院事業経営計画の中で、安芸津病院の今後果たすべき役割やあり方につきまして、その方向性を明らかにしてまいりたいと考えております。

○要望(森川委員) このことにつきましては、また後日、定例会の一般質問でも取り上げさせていただきたいと考えておりますが、地域におきます安芸津病院の重要性を踏まえて、安易な規模の縮小だけではなく、前向きな経営改善策について全力を挙げて検討していただきますよう強く要望をいたしたいと思います。

また、少し話は変わりますけれども、竹原市内で唯一分娩可能でありました診療所が、この11月末で分娩の取り扱いを中止することを予定しております。このことに伴いまして、12月からこの地域では分娩をすることができる医療機関がなくなってしまうことになりまして、地域の住民は大変大きな不安を感じております。地域の中核医療機関であります安芸津病院が中心になって、地域の開業医や大学と連携をし、分娩ができる体制をつくっていただくなど、地域住民が必要としている医療の確保に県立病院として、より積極的な役割を果たすことも検討していただきますようあわせてお願いを申し上げます。

○質疑(山下委員) 平成16年度より新たな診療研修制度の導入後、顕在化し、全国的に大きな課題となっている医師不足対策に関して、本日は特に中山間地域における医師不足についてお伺いします。

中国山地沿いに小集落が点在している本県は、北海道に続き無医地区が多く、従来から中山間地域の医師確保は大きな課題でしたが、近年ますます深刻な状況になっております。平成16年と平成18年の県内の市町別医師数を比較してみますと、最も大きく減少しているのは研修医が減った広島市ですが、もともと医師数が少ない中山間地域の多くの市町においても医師数が減少しています。特に、中山間地域の医療においては、その中心的役割を果たしている公的病院において医師不足が顕著になってきており、県民の安心の基礎である医療の確保が中山間地域において維持できなくなっているのではないかと大変危惧しております。

こうした中で県は、平成19年にひろしまドクターネット登録事業の創設を初め、 医師奨学金制度やプライマリ・ケア医養成の拡充など積極的に取り組みを進めてい ただいておりますが、こうした取り組みの現状と成果についてお伺いします。また、 その現状や成果を踏まえ、今後の課題をどのようにとらえられているのか、あわせ てお伺いいたします。

○答弁(健康福祉局長) 地域において必要な医療体制を確保していくためには、まず

医師の確保が重要でございまして、即効性のある短期的な対策から長期的視点での 情報発信や基盤づくりといったことまで、総合的に取り組んでいるところでござい ます。

その具体的な成果といたしましては、医師育成奨学金を本年度新たに4名へ貸与いたしますとともに、ふるさとドクターネット広島を通じまして県外から2名の医師が就業するなど、直接的な医師の確保に結びついております。

また、長期的な視点からは、先日、首都圏の医師などを対象といたしまして、ひろしまドクターズ・ナビin東京を開催いたしましたところ、全国に報道され大きな反響を呼ぶとともに、本県の医師を応援する県外医師のネットワークづくりの契機にもなったものと考えております。

今後は、こうした新たな医師の確保対策に加えまして、県内での地域医療を担う 医師を継続的に育成していくための仕組みづくりについても積極的に取り組んでい く必要があると考えております。

○質疑(山下委員) 我が会派では、9月に離島医療を初めとした僻地における医師確保の対策について積極的な取り組みを進めている長崎県に視察に行ってまいりました。次に、この長崎県の取り組みを踏まえ、中山間地域における医師確保施策の今後の展開についてお伺いします。

五島列島や対馬など多くの離島を抱える長崎県では、離島地域の医療を確保する目的で、昭和43年に長崎県と離島の市町が一体となって長崎県離島医療圏組合を設立するとともに、昭和45年から医学就学資金貸与制度を創設し、早くから医師を県で養成する取り組みが始められており、取り組みの開始時には30名足らずであった離島勤務医を100名近くまで増加させることに成功しています。

本県においても、ドクターネット登録事業において、大竹市の阿多田島の診療所 と尾道市の公立みつぎ総合病院における医師の確保など成果を上げておられ、県の 熱心な取り組みについては高く評価するところであります。しかし、この事業と並 び即効性のある取り組みとして期待しているプライマリ・ケア医養成事業について は、まだ1名の実績しか上がっておりません。

長崎県においても、このプライマリ・ケア医養成事業と同様に県職員として医師を採用し、離島の診療所に勤務してもらうという事業が平成16年度から行われていますが、処遇面でも優遇措置が充実しており、これまでに7名の医師が採用に成功しております。また、長崎県では、県と五島市による寄附を財源として、離島・へき地医療学講座を開講し、保健や福祉との連携も含めた離島医療の教育体制の整備に努めており、6年生を対象とした離島での5週間の臨床実習は、任意参加にもかかわらず15名もの参加があったと聞いております。

私は、キャリア形成の面や子供の教育問題などから中山間地域での勤務を敬遠する医師が多い中で、今後の中山間地域の医療を確保していくためには、短期的には 医師の処遇面について市町と連携し、より思い切った対応を行うとともに、中長期 的には地元の大学や医療機関等と連携をさらに深め、僻地医療に関する医学教育の 充実や都市部と中山間地域の勤務を交互に行える体制づくりなど、中山間地域勤務 医の支援体制の充実について腰を据えて取り組んでいく必要があると考えます。

そこで、こうした先進地域の取り組みの状況を踏まえ、今後、中山間地域の医師 確保に向けどのように施策を展開されるのか、基本的な考え方をお伺いいたします。

○答弁(健康福祉局長) 医師の確保が特に困難な中山間地域などで中長期的に医師を 安定的に確保していくためには、本県全体で地域医療を志す医師を確保する仕組み を整備いたしまして、この中で中山間地域等に必要な医師を定着させることが重要 であります。具体的には、医師にとって将来性があり魅力のある診療環境の確保、 あるいは地域を挙げた医師の確保と定着を図る取り組みが必要であると考えており ます。

このようなことから、今年度に創設いたしました緊急医療支援市町交付金が、医療機器あるいは生活環境の整備など、医師の招聘や定着に結びつくきっかけづくりに効果的に活用されることを期待しているところでございます。さらに、地域の最前線で従事する医師のモチベーションを維持するために、適切な指導医のもとでの研修機会の確保や地域医療の経験を生かしたやりがいのある進路の提供など、県内で地域医療を担う医師を継続的に育成していくための仕組みについて、引き続き検討してまいります。

○要望・質疑(山下委員) 中山間地域の医療は危機的な状況にあります。中山間地域の医療確保に向けた即効性のある対策のさらなる充実に努めるとともに、地域の現状を踏まえた中長期的な対策の充実についても、積極的に進めていただくようお願いを申し上げたいと思います。

続きまして、林道の整備について2点、お伺いしたいと思います。

まず1点は、林業の構造改革の展望と林道等路網整備の方向性についてであります。

戦後造成された人工林が成熟期を迎えつつある中、森林整備については、平成13年、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全発展を基本理念とする森林・林業基本法が施行され、その具体策を示した森林・林業基本計画に基づき施策が計画的に実施されているところでありますが、我が国の森林に対するニーズは時代とともに変化し、近年では木材生産機能だけでなく、水源涵養、国土・自然の環境保全機能はもとより、レクリエーションや文化、教育の場として、さらには地球温暖化の防止、新たなエネルギーの供給源など極めて多様化しています。

こうした現状を踏まえて、私たちが森林の恩恵を将来にわたって永続的に享受するためには、適正な森林の整備・保全を実施することが重要であります。しかし、その中心的な役割を担うべき林業は、長期的な木材価格の低迷による採算性の悪化や森林所有者の意欲の減退が相まって産業としては成り立たず、結果として森林管理の放棄による山林崩壊などの災害も懸念されています。

このような状況下で、県は、現在進めている低コスト林業団地整備を初めとする 林業の構造改革に取り組んでおられますが、今後の展望とその推進に不可欠な林道 等路網整備の方向性について、どのようなお考えか、お伺いいたします。

○答弁(農林水産局長) 林業は木材価格が低迷しております中で、木材生産活動の停滞が長く続いておりますが、戦後多く植栽されました人工林が木材資源としての成熟期を迎えつつあり、この資源をいかに活用するかが大きな課題となっております。このため県では、小規模な所有形態にある森林の団地化と伐採や搬出作業の集約化、効率化を推進し、林道、作業道の整備とあわせた高性能林業機械の導入によります低コスト林業団地の取り組みを進めているところでございます。

今後は、これまでのこうした取り組みに加えまして、来年度、御案内のとおり北 広島町で大規模製材工場が稼働いたしますけれども、この稼働に伴いまして間伐材 の需要が高まることも想定されますため、生産から流通、加工に至る一貫した低コ スト化による本県林業のさらなる構造改革を進め、安定的な木材供給体制の確立を 図ってまいりたいと考えております。

こうした取り組みを進めます中で、お尋ねの林道等路網整備につきましては高性 能林業機械の導入や木材の搬出に不可欠でありますことから、引き続き低コスト林 業団地の木材生産に直結するような整備を重点的に進めてまいりたいと考えており ます。

○質疑(山下委員) 次に、緑資源幹線林道事業についてお伺いします。

緑資源幹線林道は、森林の整備や保全、林業振興を進める上での必要な基盤整備として、緑資源機構が事業主体となり、公益的な見地から国策として長年にわたり整備が進められてきた事業であります。緑資源機構の廃止に伴い補助事業化され地方公共団体に実施の判断がゆだねられましたが、判断に当たっては国や関係市町と十分協議する必要があります。県内では未整備区間が5区間あり、進捗率や周辺環境もさまざまです。また、投資額も多額となることから、当該林道の整備に当たっては事業効率の検証などを十分行うとともに、事業決定に際しては、どのような検討を行ってきたのかについても公開する必要があると考えております。

そこで、この緑資源幹線林道の整備については現在どのような検討が行われているのか、また、今後の見通しについてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○答弁(農林水産局長) 緑資源幹線林道の整備につきましては、地方公共団体が事業 実施主体となる国庫補助事業に移行されましたが、関係3市2町からは、県におい て継続実施するよう強い要望を受けているところでございます。一方で、その対応 につきましては、本県の厳しい財政状況も踏まえ、検討していかなければならない と考えております。

現在、来年度の予算編成に向けた作業を行っているところでございますが、緑資源幹線林道の整備については、こうしたさまざまな情勢などを勘案しながら検討し

てまいりたいと考えております。

- ○質疑(山下委員) 最終的な結論は、いつごろになるのか、時期的なものはまだはっ きりしないということですか。
- ○答弁(農林水産局長) いつまでに決定しなければならないということは定まっておりません。ただ、21年度に実施するならば、当然予算を伴うものでございますので、 予算編成時期までには結論を出さなければならないということは、一つの節目であると思っております。
- ○要望(山下委員) 日本の木材自給率は20%であり、そのほとんどが海外からの輸入 に頼っている現状において、国産材の有効利用は地球規模での環境保全につながり ます。また、多面的機能の発揮、中山間地域の活性化などにおいても林業の果たす 役割は重要であり、この林業を持続的に発展させるには、さまざまな施策の前提と なる林道の計画的な整備が必要でありますので、十分な検討をお願いしたいと思い ます。
- ○質疑(岩下委員) 最初に、今回の決算特別委員会は、従来2つの委員会で行っていた審議を一つにまとめております。初めて一般会計と特別会計、そして企業会計を一堂に会して審議する場にしたということで、意義深いものがあると考えます。私は、そういった場に初めて参加させていただきましたので、その観点から幾つか質問をさせていただきたいと考えております。

その内容については、まず、公金の効率的な運用と公債発行の抑制の観点から幾つか質問いたしたいと思います。

まず、公金運用の現状を見ますと、決算書に記載されている歳入に計上した財産 運用収入の項目の中において、利子及び配当金と諸収入の中の県預金利子の項目が、 資金運用の結果を主にあらわしていると考えます。当初の歳入予算額に対して合計 8億1,300万円余の増加となっております。資金運用の結果、歳入が増加しており、 県財政が悪化している環境でもある現状からは好ましく、県当局の方々の御努力を 評価したいと思います。しかし、予算という実施計画に対して8億円余にも上る乖 離が出ているという点では、計画と実行内容に大きな差異が出ているということで あり、まだまだ改善の余地があるものと考えます。

また、財政の血液とも言うべきキャッシュフローのコントロールの観点からは、 喜べるものではありません。特に、主な増加理由は預金利子の上昇によるものであ ると聞いており、そのような外部要因の影響が大きいということは、19年度はよい 方向に振れてよかったが逆の場合もあり得るわけで、執行に当たり大きなリスクを 抱えているということにほかなりません。

また、監査委員からの審査意見書によりますと、平成19年度から資金管理監を設置するとともに広島県資金管理会議を設置し、資金管理方針を策定し、20年度からは、本格的な活動とともに全庁的な資金管理の高度化、効率化に取り組んでいるとのことであります。

そこで、平成19年度に実施できた資金管理面での改善点と、平成20年度での新たな取り組み内容について総務局長に伺います。

○答弁(総務局長) ただいまお話しいただきましたように、資金管理の高度化、効率 化に取り組みますため、平成19年度に広島県資金管理会議を設置いたしまして、金融系コンサルタントのノウハウを活用しながら、リスク管理手法や効果的、効率的な資金運用方法あるいは資金調達方法の確立など、資金管理のあり方についてさまざまな検討を行ってまいりました。

その資金管理会議での検討を踏まえまして、平成19年度は資金運用期間の長期化ですとか、あるいは信用リスクのない国債等での長期運用、さらには発行年限の多様化によります低利かつ安定的な資金調達など、年度内に取り組みが可能なものについては、速やかに取り組んだところでございます。また、本年に入りまして、3月には、これまで関係部局におきまして、個々に実施しておりました資金運用や資金調達の方法を見直しまして、資金管理の全庁的な方針である広島県資金管理方針というものを策定し、資金運用や資金調達の基準を統一いたしました。

平成20年度におきましては、この資金管理方針に基づきまして、これまで関係部局で作成、管理しておりました各資金計画というものを、これは全庁的な資金管理計画として一元化いたしますとともに、手元の資金を極力縮減し、運用対象資金を可能な限り拡大するという方向でさらに取り組みを進めています。

今後とも資金管理方針などに基づきまして全庁的な取り組みを実施し、資金管理 の高度化、あるいは効率化というものに今後とも努めてまいりたいと考えておりま す。

○質疑(岩下委員) 少し追加でコメントがあるのですが、後の質問と関連いたします ので、そのときにお話ししたいと思います。

言ってみれば全庁的な運用ルールの統一化ができたということで、フリーキャッシュフロー量等の低減ができているということではないかと推測いたします。

次に、関連いたしまして企業局における公債発行の抑制について見ると、水道用水会計では、予算時の公債発行予定額は25億2,300万円余、決算時には3億4,800万円余と公債発行額が大きく抑制されております。しかし、水道事業は3つの用水合計では22億9,700万円余の黒字であるということであり、19年度についてわざわざ新規の公債を発行する必要があったのか、疑問を感じるところであります。将来にわたって利子を払う新たな県債を発行している傍ら、黒字分の一部を建設改良積立金などとして一定の運用現金を留保していると言えます。これは運用益を得てはいますが、利子との差異分が必ずあり、不要な負担が新たに生み出されている部分がございます。積立金の部分は将来負担の先取りであり、運用現金については事業遂行時の運転資金確保と理解はしていますが、まだまだ改善の余地があると思われます。

特に、19年度について、繰り上げ償還や一部建設改良費の減額などの大きな変更 の影響を取り除いて計算してみますと、予想収益に対しての黒字拡大幅が全体で約 3億円余と思え、単年度で見た場合、公債発行は不急のものではないかと思われます。財政事情の良否によって発行額をたやすく変更せず、3カ年計画終了時点の再評価でという考え方をとっているとのことですが、経済事情が日々目まぐるしく変わる現状において3年ごとの見直しでよしとする事業運営は、対応のおくれを招くやり方ではないかと思われますが、いかがでしょうか。

また、短期の入出金のコントロールが詳細にできれば運用現金を最少化でき、さらなる公債発行抑制につながる改善ができるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○答弁(企業局長) 御案内のとおり、水道事業における企業債は設備投資の財源として発行しているものでございます。この設備投資には膨大な財源が必要でございまして、経営への影響も大きいことから、将来の水需要や経営見通しを踏まえながら中長期的な視点で10カ年の収支計画を定め、実施しているところでございます。さらにこの収支計画は、環境の変化等に対応するため、3年ごとの料金見直し時にその後の10年を見通して再構築をしております。現在の計画は平成29年度までの10年間を期間としておりますが、この間も引き続き経営は安定し、剰余資金も有する見込みでございますことから、今後とも企業債の発行額を抑制することとしております。

しかしながら、計画を策定いたしました19年度も含めた設備投資予定額のすべてを自己資金で賄うということは困難でございまして、その3分の1は借入金で対応せざるを得ないことから、毎年度、事業費の3分の1の企業債を発行することといたしてございます。また、利益剰余金の活用につきましては、先ほど申し上げました3年ごとの料金見直し時に利水団体とも協議の上、検討することとしております。委員御指摘の、より効率的な資金管理は極めて重要な視点でございまして、企業債についても、より効率的な発行となるよう今後とも十分検討してまいりたいと考えております。

○質疑(岩下委員) 少し意図が理解されていないようなので、少し追加で質問したい と思います。

私が述べているのは、19年度を見ますと、まず計画に対して3億円ほど予定よりも収益が上がったという事実があると思います。それに対して、せっかく黒字が出たわけですから、借金はなるべく少なくしたいというのが一般的な民間企業のやり方でございます。したがいまして、こういった水道事業でも同様に、単年度で予定よりも黒字が出たわけですから、借金は抑制する方向に働くように考えるのが一般的ではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○答弁(企業局長) 予算額との乖離につきましては、部局別審査のときも御答弁申し上げましたとおり、3分の1に企業債を圧縮するというのは17年度からの取り組みでございます。19年度までは、企業債の予算額を発行可能額すべて計上し、発行の段階で抑制の方針を決めていたため、予算額との乖離が生じておりました。平成20

年度からは、予算の段階から圧縮した企業債で計上するように改めております。

それから、単年度利益による余剰資金の活用方法でございますが、若干民間企業と違いますのは、やはり水道事業というのは長い期間において安定した水の供給をしなくてはいけないので、長い計画期間を持って収支計画を定める必要があると思います。先ほど御答弁申し上げたとおりでございますが、全体として、今10年間の財源の中では、企業債を3分の1程度発行する予定でございます。それをいつ借りるかということもございますが、自己資金があるときに手持ちを全部使ってしまうというやり方も確かにあるわけでございますが、将来の金利の動向もございます。むしろ今金利が低い時期でございますので、長期の資金運用を考えながら、当面3年間ごとに発行額をどの程度にするかという計画で執行しているところでございます。

○要望・質疑(岩下委員) 計画に対して余分に出た利益をどうするかというお話ですので、計画を変更してほしいという意味ではございません。そういったところを御理解いただいて、今回の幾らかプラスになった部分は20年度もしくは21年度で再度見直しをかけていただきたいと要望いたします。例えば、広島水道用水供給事業で見ますと2億8,400万円の新規の企業債が発行されております。もしこれを発行しなければ、年の利子が2%とすると、568万円になります。広島水道用水供給事業では、年間4,700万トンを給水しておりますので、計算しますと1トン当たり約12銭のコストが余分にかかります。この12銭という金額を皆さんどのようにお考えかということですが、一般的に家族4人の標準家庭においては年間約365トンの水が使われておりますので、各御家庭に年間44円の負担増をお願いしているということになり、非常に大きな金額ではないかと思います。したがいまして、なるべく早く、そういった収益が出た場合は、単年度収益を早期に計画に反映されるということを要望したいと思います。

次に、各種基金の中には、長期にわたって現金が保有され続け、当面の支出予定がないものもあるようです。これもマクロ的に見ると、利息と運用の差により、約1%の負担を生んでいると言えます。危機的な財政状況からすると、一たん基金を一般会計に戻し、新たな公債の発行を抑制する方法もあるのではないかと思われます。長期にわたって使用実績がないものや、当面の利用予定のない基金については、新たに見直しを行ってみてはどうかということを総務局長に伺います。

○答弁(総務局長) お尋ねがございました基金につきましては、財政健全化に向けた 具体化方策の策定に当たりまして既に徹底的な見直しを行ってまいっております。 その結果、近年の社会情勢の変化などを踏まえ、設置の必要性が薄らいでいるもの、 あるいは事業財源として既存事業への充当が可能なものなどにつきましては、すべ てそれぞれの目的の範囲内で取り崩しを行い、活用することといたしております。 ですから、現在残っておりますその他の基金につきましては、私どもとしましては、 現段階では財源対策という形で直ちに取り崩したり活用したりすることは難しいと 考えております。御提案のございました基金を一たん一般会計の方に戻して公債発行を抑制するということをすぐにやるということはなかなか難しい状況にございます。

したがいまして、私どもといたしましては、こうした現在残っている基金につきましては、今後、できる限り資金運用の改善に努めることなどによりまして、より有利な活用を図っていくというスタンスで対応していきたいと考えております。

○要望・質疑(岩下委員) 部局別審査の中で、10年近くにわたって何もなされていないもの、当面ないようなものもあると聞いておりますので、一度検討を要望したいと思います。

最初の質問の最後に、財政調整基金、減債基金以外の基金や歳計現金の運用可能期間については、19年度に比べて20年度は期間を延長され改善されていると先ほどもお答えいただきました。しかし、もう少し長い期間への変更や、企業会計も含めたすべての会計一体での運用が実現できれば、フリーキャッシュフロー量のさらなる削減も可能のように感じられます。現在の金利状況では一部に逆転現象が起きており、期間延長が必ずしも運用益の改善に寄与しないというケースもあることは理解しておりますけれども、より長い運用可能期間を確保することにより、専門家の自由度が高まると考えられ、運用効率のアップにつながると思われますが、見解はいかがでしょうか。

○答弁(総務局長) 運用の長期化の取り組みをもう少し具体的にお話しさせていただきますが、本県の歳入歳出に属する現金、いわゆる歳計現金の運用につきましては、平成18年度までは最長で3カ月程度の運用というレベルにとどまっておりましたけれども、現在は1年を通した本県の資金収支の実績に照らしまして可能な限り長期化していこうということで、御指摘がございましたように、具体的には19年度には最長で6カ月程度、20年度からは9カ月程度までの運用を行うなどの取り組みを鋭意、段階を踏んで行っております。

ちなみに基金の運用につきましても、これまでの3カ月程度といった預金運用というレベルから、新たに5年ものの国債ですとか、あるいは地方債などの債権運用も開始するなど、運用期間の長期化を図る取り組みなどを実施しております。

先ほど委員がおっしゃっておりましたのは、5年でとどめていいのかということだろうと思うのですけれども、私どもも、外部のコンサルタントを入れました広島県資金管理会議を活用しまして、徹底的に議論をして対応を決めております。現時点、今の金利情勢から考えますと、金利変動リスクをにらんだときに、直ちに長い形での運用、例えば5年より長い期間の国債を活用するとか、10年ものの国債などへ踏み出すにはもう少し情勢を見るべきではないかというような議論が会議の中でも行われておりました。今後とも、そういった視点をしっかり踏まえて総合的に判断し、タイムリーな対応をとっていきたいというのが我々の思いでございます。

一般会計と企業会計を合わせた全会計での運用ということにつきましては、これ

は先ほど来申し上げておりますとおり、資金運用や資金調達を行っているそれぞれの会計がございますが、第1段階として同一基準で資金運用等を行うという形に移行させましたので、一定程度その担保がなされ始めているのではないかと考えております。より効果的な資金運用を進めていくためには、さらなる取り組みが必要であると私どもも考えておりまして、今後とも御提案のありました全会計で一体的な運用につきましても鋭意検討を行ってまいりますとともに、引き続きこういった取り組みによる成果が着実に上がりますよう、資金管理の高度化、効率化といった問題にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○質疑(金口委員) 産業団地の現状と今後の整備についてお伺いいたします。

まず、本郷地区における造成工事の期間についてお伺いいたします。県内経済の活性化のためには、成長産業の誘致に向けた積極的な取り組みが必要であり、その受け皿となる産業団地の整備は今後とも重要な施策と考えております。こうした観点から、さきの部局別審査において、企業用地に係る課題や産業団地整備に対する認識等について関係部局へ質問をいたしたところでございます。

企業が求めるものは、交通の利便性や豊富な工業用水などのインフラ面とともに、 企業の意思決定に対して迅速に対応できるかどうかという点も重要と考えておりま す。県としてもこうした企業ニーズを踏まえ、交通の利便性にすぐれ、工業用水や 大規模な宅盤の確保が可能な本郷地区については、昨年9月補正において、企業の 立地意向が確認でき次第、造成工事に着手できるよう事前準備経費が予算化されて おりました。現時点では造成工事に着手するという状況に至っておりませんが、こ れから造成工事に着手した場合、企業に用地を提供できるまでにどれくらいの期間 を必要とするのか、企業局長にお伺いいたします。

- ○答弁(企業局長) 本郷地区につきましては、産業集積促進戦略本部におきまして、企業の意向が確認でき次第、速やかに工事に着手できるよう事前準備を行うこととされました。このため現在、土地造成については実施設計まで終了し、また、工業用水道については山陽本線を横断する部分の管路整備についてJRとの協議に時間を要しますことから、今年度と来年度の2カ年で工事を実施することとしております。本格的な工事着手の決定後は、工事区域内の光ケーブルの移設や造成工事、また管路やポンプ場の整備などを行いまして、分譲地の引き渡しまでに3年、給水開始までにはさらに半年、合計3年半を要する見込みとなっております。
- ○質疑(金口委員) 続きまして、今後の企業誘致についてお伺いいたします。

企業が立地意向を示した後、実際の土地の引き渡しを受け操業を開始できるまでには、ただいま答弁がございました3年半の期間が必要となります。企業がそれから工場等を設置する場合には、またプラスして1~2年の期間が必要となってくるわけであります。社会環境の変化のスピードがますます速くなっている中、企業からすれば、事業の早期立ち上げ、早期実施の実現が一層重要になってきていると考えております。企業が立地を決定しようとしても、操業開始が先ほど御答弁のござ

いましたように3年半プラスアルファということになると、企業としての判断は困難になると考えられ、本郷地区が現在まで企業誘致を実現できない理由の一つになっているのではないかと考えております。

企業の意思決定スピードから考えれば、具体の立地意向確認後の造成着手という 現在の産業団地開発に係る方針は、消極的な対応ではないかと思われてなりません。 確かに団地造成にはリスクが伴い、また、最近の金融危機を契機とした世界的な景 気減退の懸念から企業の設備投資意欲にも陰りが見られる中、産業団地の整備を進 めるという判断は勇気が必要であるということも理解するところであります。しか しながら、厳しい地域間競争を勝ち抜き企業誘致を実現するためには、現在の方針 を見直し、事前に産業団地を整備して企業にアピールしていくという、より積極的 な対応への方針転換をする必要があるのではないかと考えておりますが、商工労働 局長の御見解をお尋ねいたします。

○答弁(商工労働局長) 御質問の本郷地区につきましては、我々が企業訪問する中で、現況の写真が山林のままでは、確かに立地に向けた具体的な検討ができないという声もございました。そのため、企業の方から立地意向があり次第すぐに工事に着手できますことをアピールいたしますとともに、完成予想図もお示しをしながら説明ができるよう実施設計を行ったところでございます。しかしながら、御案内のとおり最近の世界的な金融危機の広がりに伴いまして、景気への先行きが一層不透明感を増しております。企業の設備投資意欲が急激に冷え込んできておりますので、直ちに引き合いがあるという状況にはございません。

したがいまして、県といたしましては、景気の先行きの推移も見ながら、今後とも成長が期待できる先端分野の企業を対象として、速やかに造成に着手できることをアピールしながら、企業の具体的な立地意向を早期に把握できるよう努めてまいりたいと考えております。

○要望・質疑(金口委員) リスクを避けるためには、立地意向確認の後に造成工事にかかるということは、確かに理にかなっている部分もあると思います。しかし、やはり余りにも慎重になり過ぎるのはどうかと考えております。今、確かに景気が底に向かっておりますが、景気が回復してからでは遅いわけでありますし、企業もそのことはよく知っていると思います。谷もあるから山もあるわけでありますけれども、山に向かって、これから企業に対する今以上のアピールをしていただくとともに、やはりもう少し先を見た早目の投資をしていくことも必要だろうと思っております。時期を誤らない対応を求めて、この質問は終わります。

続きまして、しまなみ海道開通後の海運事業者への今後の対応策、特に港湾使用 料金の見直しについてお伺いいたします。

しまなみ海道開通以前は、広島県と四国を結ぶ大動脈でありました広島と松山を 結ぶフェリーの乗客数が大幅に減少してきております。また、竹原市と今治市を結 ぶ中・四国フェリーが今年度末の廃止を決定したとの報道も、今月の11日にあった ところでございます。この主要な原因は幾つかありますが、大きくは、しまなみ海 道の開通に伴い、利用客が陸路へ転換したため赤字が続き、存続困難との判断をさ れたようであります。

しまなみ海道は、開通後、利用者の伸び悩みの原因である利用料金について値下げを実施し、また、ことし9月から、ETCに限定してでありますが、土日、祝日に限り半額の料金を設定しております。現在、一般高速道路においても同様の割引制度が実施されており、加えて追加経済対策の一環として、土日、祝日に限り高速道路では1,000円で1回乗り放題、本州四国連絡橋においては1,500円で同様の措置がされるという報道もございます。また、平日の昼間の利用についても半額割引を適用する案が浮上し、検討に入っていることも聞きます。それについても、しまなみ海道を含む本州四国連絡橋の3橋に同様の適用があることが予測され、今以上に海上交通手段と陸上交通手段の格差が拡大していくこととなります。本州四国連絡橋利用に対しては国からの助成がされますが、船舶利用に対してはされないというのは不合理であると考えております。特に港湾施設の利用について、松山観光港と広島港の利用料金の格差が3倍になっていることは、部局別審査でもありましたとおりでございます。観光振興、地域振興、大きく言えば住民の交通手段の確保も含め、総合的な見地から利用料金の値下げを含めた対策を図ることが必要ではないかと考えております。

また、広島県内の離島を結ぶ架橋、あるいは四国との航路を持つ旅客船事業者が共存共栄できるよう、国、県はもとより、関係団体や事業者との連携のもと、旅客船事業者に対する支援を行うことは、県民の交通手段確保の意味からも必要なことだと考えております。広島県は港を中心にして発展したまちが多く、広島港に限らず、広島県が所管する港湾施設全体の利用料金の見直しが必要ではないかと考えますが、土木局長の御見解をお伺いいたします。

○答弁(土木局長) 港湾施設使用料につきましては、施設の規模、構造や維持管理費に応じて設定しておりますが、現在の使用料は平成9年から据え置かれているものです。中・四国間を結ぶフェリー等の重要性につきましては十分認識しておりますが、御指摘の港湾施設使用料の見直しは、旅客船事業者に対する総合的な支援策が講じられる際に、その一環として検討されるべきものと考えております。

また、港湾施設全体の使用料の見直しにつきましては、施設の利用促進を図るための重要な施策の一つと考えており、来年度において見直しを検討してまいりたいと考えております。

○要望・質疑(金口委員) 来年度において見直し検討するということで了解をいたしました。国交省の方から、本州四国連絡橋道路の料金引き下げに伴う旅客船対策ということで要請文が出ているのは御承知のとおりでございます。ぜひこのことが実現できることをお願いしたいと思っております。

続きまして3点目に、若年教員の高い離職率について、お伺いいたします。

まず、若年教員の離職の要因分析と対応についてお伺いいたします。広島県では、ここ数年、教員の新規採用数がふえてきており、平成17年は341人だった採用者数が、平成20年度は486人と約1.4倍になっております。このような中で、広島県教育委員会では人材育成基本方針や求められる教職員像を策定し、具体的な研修の実施などにより計画的な人材育成を図っていると聞いております。今後の広島県の教育を担う若い先生が育ってきていることと思っております。

一方、近年、新規学卒者が入社1年目から3年目でやめてしまうという早期離職の問題が深刻になっております。厚生労働省の調査結果を見ると、新卒3年以内の離職率は増加傾向にあり、平成16年3月に大学を卒業した者の状況を見ると36.6%が入社後3年以内に離職しており、過去最高水準であるとのことであります。その中でも、特に就職1年目の離職者が約半数を占めている状況となっております。このような中で、昨年度においては、広島県の教育に夢と希望を持って赴任した新規採用教員のうち、福山市の小中学校へ採用された教員5人を初め、合計12人が退職したと聞いております。

そこで、教育委員会では、この原因をどう分析し、どのように対応しているのか、 お伺いいたします。

○答弁(教育長) 昨年度新規に採用した教員のうち12名が退職しましたが、退職の理由は、病気によるものが7名、他県に採用されることによるものが2名、家庭の都合によるものが3名でございます。病気の原因の特定は困難でありますが、新規採用者が新たな生活環境や対人関係にうまく対応できなかったことや、学校によっては、個々の新規採用者の状況に応じた指導や支援が必ずしも十分なものではなかったことなど、さまざまな状況があったと考えられます。

このため、平成20年度の新規採用教員の配置に当たっては、本人の状況などをより考慮するとともに、一層の職能成長が図られる環境に配慮して人事配置を行ったところであります。また、昨年度の新規採用者の病気休暇の状況にかんがみ、本年3月に、福山市教育委員会と連携して具体的な事例を踏まえた初任者指導・初任者研修ハンドブックを作成し、県内すべての新規採用教員の配置校に配付したところであります。

今後とも、新規採用者一人一人の状況を踏まえ、市町教育委員会や学校との連携 を図り、本県教育の未来を担う教員の育成に努めてまいりたいと考えております。

○質疑(金口委員) 次に、教職員に対するメンタルヘルス対策についてお伺いいたします。

新規採用職員の中には、辞職までには至っていないものの、病気休暇を取得した者もいるのではないかと考えられます。昨年度、病気休暇を取得して長期に休むといった新規採用職員は何人で、そのうち精神性疾患の患者は何人いたのか、また、近年、精神性疾患の教員が全国的に増加しているとお聞きいたしておりますが、教職員に対するメンタルヘルス対策についてはどのように実施しているのか、お伺い

いたします。

○答弁(教育長) 昨年度、30日以上の病気休暇を取得した新規採用教員は15名であり、 そのうち精神性疾患によるものは11名でございます。本県における教職員の精神性 疾患による休職者数は全国状況と同様に増加傾向にあることから、メンタルヘルス 対策の充実に努めているところでございます。

具体的には、医療機関、産業カウンセラーによる相談事業やメンタルヘルスに係る研修、講演会の実施などの取り組みを進めております。また、精神性疾患の未然防止を図るため、職員健康管理システムを導入し、所属長が日常的に目配り、気配りを行い、教職員の心の不調の早期発見、早期対応に努めております。さらに今年度から、新規採用教員の研修において、メンタルヘルスに関する講座を新たに設けたところでございます。今後とも、これらの事業の一層の充実と効果的な実施に努め、教職員の心の健康づくりに取り組んでまいります。

○要望(金口委員) 将来を担う子供たちを育てることに夢を託して教壇に立った先生たちが夢破れ途中で学校を去っていくということは、非常に寂しい限りでありますし、広島県においても大変大きな損失であると思っております。彼ら、彼女らの夢をかなえてあげることも教育委員会としての仕事であると思いますし、そのことが、将来の広島県、いや日本をつくっていくことにつながっていくことと思っております。新規採用者等に対しては十分なるメンタルヘルスを行い、離職者等を出さないよう教育委員会の御努力を求めまして、私の質問を終わります。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時

○質疑(井原委員) 新聞、テレビ等のニュースでは、非常な財政の厳しさと景気の悪さを日々伝えております。けさの朝刊を見ましても、ある大手の電機メーカーは4割の減益、その下を見ると、実は90%の純益でのマイナスということも報じられております。その横を見ますと、派遣社員の再契約をしないということで、800人程度の派遣社員が職を失うという記事が、きょう一日の新聞を見ても多数載っております。

財政健全化に向けてさまざまな施策を打つことの重要性を語られ続けながら、なお一層景気は鈍化の中にあります。昨年来の円高、原油高、我が国ではさほどの影響はないのではないかと言われたサブプライムローンによる金融市場での影響を見ますと、決して他人事ではなく、日々の生活にも大きく響いてくると思っております。

こうした中で、平成19年度の決算が示されており、財政健全化に向けた新たな具体化方策の中でさまざまな施策を行われてきたわけです。19年度の決算を終えられて、この成果、現況についてどのように御認識なのか、総務局長から御答弁をいただきたいと思います。

○答弁(総務局長) お尋ねの件でございますが、今の財政健全化に向けた具体化方策

の達成状況ということだと思っております。

この財政健全化に向けました具体化方策は、平成21年度までの3年間でトータル900億円程度の規模の財政健全化対策を実施しようというものでございまして、このうち、20年度まで済んでおりますので、19年度、20年度までの2カ年で当初510億円程度の対策を行う予定になっておりましたけれども、これに対しまして、19年度を終え20年度の当初予算を編成した段階での実績は476億円程度ということになっております。このため、現在、この目標額との差額を埋めますために、旅費や通信費など事務的経費5%の執行保留等を行いますとともに、資金調達方法や資金運用方法の改善などにより一層の歳入確保に努めるなど、内部管理経費の削減等に懸命の努力を払っているところでございます。

- ○質疑(井原委員) 成果の部分についてお示しがありました。なお未達成の部分について努力をするということのようでありますが、このことについて十分な達成見込みがあるのか、また、まだまだ足りない部分についてはどのようなことでそういう状況になったのか、お示しいただきたいと思います。
- ○答弁(総務局長) ただいま申し上げました実績額が計画と乖離していることにつきましては、一つは、平成19年度で一般職員の給与抑制措置を1年間見送ったことも一因であると思っておりまして、先ほど言いましたように、目標額に達していない状況になっておりますから、20年度、21年度の2カ年で、給与抑制措置を一定程度引き上げることで対応させていただきますとともに、これは先ほど申しましたようなさらなる内部管理経費の削減、あるいは一層の歳入確保に取り組むことなどによりまして、私どもとしては、何とか最終年度までにこの目標の達成を図るべく努力してまいりたいと考えているところでございます。
- ○質疑(井原委員) ぜひともしっかり努力をしていただきたいということは当然でありますが、この健全化計画を立てられた状況と、今の状況を比べるとはるかに悪化をしていると思っております。法人二税を中心にまだまだ収入が減ってくるだろうと思います。今国の一部で言われている部分によりますと、6兆円程度法人税が減るのではないかということです。国の法人税全体から見ますと約3分の1だというふうに認識しておりますが、県の立場において、昨年の19年ベースでいくと法人二税が、たしか1,370億円程度だろうと思います。これを単純に3分の1カットというわけではありませんが、相当のダメージを受けることは十分に予測の範疇だと思います。

なお、扶助費等も含めて、資金の要求部分がふえていくことはあっても減ることは少ないと思っておりますが、今の歳出の性格的な部分から見ますと、まず人件費、そして公債費、公共工事、市町へ向けての補助金でありますとか扶助費の部分を含めると、全体の大宗を占めていきます。これは全くの私見でありますけれども、全体の予算を見て、10億円を超えるような削減をするべき対象事業がどこにあるのだろうと思ってしまいます。歳入が非常に落ち込んでくる中では、もう出ていくのを

減らすしかないということにもつながるかもしれませんが、そのことについて、どのような方向づけをお考えなのか、お示しをいただきたいと思います。

○答弁(総務局長) まず、法人二税の動きについてお話がございました。少し申し上げさせていただきますと、私どもが、平成20年度の法人二税の当初予算を打ち立てる際には、当然のことでありますけれども、前年の税収動向を踏まえながら、あと県内主要法人の業績予測は直接聞き取りという形で行っておりまして、こういう形で見積もりをしております。

実は、当初の段階のお話を少し申し上げさせていただきますと、既存法人の業績 予測に基づく税収見込みというのは、この段階で前年度を若干下回るのではないか と思っております。折しも原油高騰といった状況がありましたのでこういう話があ ったのですけれども、一方で民営化された法人からの新たな税収というのが一定程 度見込めましたので、これを合わせますと前年度を若干上回る形になるのではない かというのが、私ども当初予算編成段階での状況でございました。

これも、念のために申し上げておきますと、国の地方財政計画では対前年度比 106.3%という形で非常に高い伸びを国は示して、地方財政計画のフレームをつくっておられました。ただ、これは我々としては踏襲するわけにはいかないということで、私どもとしての見積もりは101.7%という形で、その段階では一定程度手がたく見積もったつもりでおりました。ただ、その後、原油価格あるいは原材料価格の高騰に加えまして、アメリカ合衆国の金融危機に端を発しました世界的な景気減速などを受けまして企業業績が大幅に悪化してきているというのは、間違いのないところでございます。私どもは当初予算編成段階では予想していなかった経済情勢に至っているという認識をいたしております。

そうした中で、どこに手をつけるのかということでございますが、今、私どもの 具体化方策はそういう状況だからこそ、一部だけに焦点を当てて見直すのはなかな か難しいので、聖域なく見直すということで、すべての歳出項目についてメスを入 れていこうというのが基本的なスタンスでございます。それぞれに縮減目標を設定 して、現在設定しているこの具体化方策の中身は、従来に増して厳しい内容になっ ていると認識いたしております。ただ、御案内のとおり、経済情勢が一段と厳しさ を増す中で、県税収入が今後想定した以上に落ち込んで財源不足額が一層拡大され ていく懸念というのは実際にございます。

したがいまして、この税収動向等を注視しながら、当面の県税減収の補てんということに関して、具体的には、減収補てん債という地方債メニューがあるのですけれども、こういったものの発行などを、年度途中でございますので国に求めていくことで対応するということを視野に入れつつ、先ほど来申しております具体化方策は、もうマストであると思っておりますので、そういった財政健全化の取り組みを計画的に進めてまいります。私どもは、先ほどから申していますとおり、すべての経費についてしっかりとメスを入れてこの難局を乗り越えていきたいというのが率

直なところでございます。

- ○質疑(井原委員) 非常に予測のつかない景気動向の中で、今から県としてのありようを決めていかなければならない、健全化に向けてしっかりと取り組みをしなくてはいけないということで、ぜひとも知事の方から、財政健全化に向けて強いリーダーシップをとっていただくことも含めて、御決意があればお示しください。
- ○答弁(知事) 委員御指摘のとおり、依然として多額の財源不足が見込まれる中で、 健全な財政基盤の確立に道筋をつけるためには、まずは具体化方策に定める規模の 財政健全化対策を確実に実施することが不可欠であると考えております。このため、 平成21年度の当初予算編成方針におきましても、具体化方策の目標の達成を期する ために、職員数の見直しや給与の抑制措置、公共事業の計画的削減などを通じまし て、さらなる取り組みの推進を図ることといたしております。これらの取り組みを 確実に進めつつ、目標の達成に向けて、県議会を初め県民の皆様の御理解と御協力 を得ながら、引き続き計画的かつ着実に財政健全化の取り組みを進めてまいる所存 でございます。
- ○要望・質疑(井原委員) ぜひとも強いリーダーシップのもと、健全化が図られますようにお願いいたしたいと思います。

歳出とは逆に、今度は歳入の中で非常に大きなものを占めるのが産業の活性化、企業の元気さを取り戻すということであると思います。その源である企業立地の中で、まさに土地造成を含めて産業立地の用地取得を事業として特別会計の中で行われております。この中で若干心配なのが、取得価格に造成費を入れたものを資産として計上していることです。それが現実の中で売却の数字を見ますと、実は全く乖離した数字を資産として計上していることがあり、本県の本来の財務体質を明らかにしていないのではないかと思っております。ぜひとも、このことについて、再評価を通常民間の企業でやる形も含めてすべきだと思いますが、御所見をお伺いします。

○答弁(企業局長) 土地造成事業会計に係る販売用土地の価格でございますが、地方 公営企業法施行規則に基づきまして、団地の造成に要した費用をもって資産計上し ているところでございます。しかしながら、民間企業におきましては平成12年度か ら、販売用不動産について時価が取得原価よりも著しく下落したときには、強制評 価減を行う、いわゆる時価会計が導入されておりまして、また、土地開発公社等に おいても平成17年度から時価会計が導入されたところでございます。

こうした状況の中で、本年9月には地方公営企業法施行規則の一部が改正され、 地方公営企業においても時価をもって帳簿価格とすることができることとされまし た。時価会計の導入につきましては、経営見通しの把握や会計の健全性を確保する 上でより有効な一つの手段であると理解しておりますが、社会経済情勢が大きく変 動している状況であり、今後の国等の動向も注視しながら、導入については慎重に 検討してまいりたいと考えております。 ○要望・質疑(井原委員) 見直しといいますか、再評価が本来の力を推しはかるため にも必要だと思います。それと同時に、今までの事業の本来的な総括をする上でも、 現実の部分として新たな産業立地を図る事業に着手するためにも、今まさにその見 直しが必要だと思っていますので、早急にぜひともお願いします。

その上で、つくられた団地またはその素地の部分を含めてでありますが、いわゆるすべてのインフラ整備をして最終形に至るまで行って、企業に渡すことを待つのではなく、その全体事業費の一部を民間に任せ、民間企業の力を入れながら、素地を引き下げてでも、本当に売れる土地にしていくことが必要だと思うのですが、このことについての御所見をお伺いいたします。

- ○答弁(商工労働局長) ただいまの御提言は、民間活力を活用する一つの手法である と思います。現在、備後地域を対象といたしまして開発適地の調査とあわせて、さ まざまな民間活力を導入した手法についても検討しておりますので、その結果を踏 まえながら対応を検討したいと思っております。
- ○質疑(井原委員) 基本的に工業立地を図るための産業団地をつくる中で、今まで企業のニーズ、県としての産業育成の形態をどのようにするのかということが本当に合っていたのか、今の未売却地を含めて、まだまだそこについては十分に検討する余地もあるのだろうと思いますし、先ほどから申しますように、周辺インフラを今や公共で投資をすることが本当に正しいのかどうか、例えば水とかそういった必要な部分は確かにあるでしょうけれども、周辺の街路造成からすべてを県として公共でやるべきなのか、もう一度、申しわけないですが御答弁をお願いします。
- ○答弁(商工労働局長) 確かに御指摘のとおり、他県の例を見ましても、さまざまな手法で開発し、分譲にこぎつけている例もあるようでございますので、すべて一から十まで公共の力でやるのではなく、まさにさまざまな手法を検討して、その地域に合ったやり方をとっていくべきだと思いますし、そうしてまいりたいと考えております。
- ○質疑(井原委員) 藤田知事のもとで、以前から広島県の産業構造の転換を図るということで、私どもがおります東広島を中心にさまざまな投資をされてきました。一部には達成した部分もありますし、まだまだ道半ばというところもあります。今からの産業形態の中で本当に売れる土地をつくっていかなければ、言い方が正しいかどうかわかりませんが、塩漬けになってしまい、結局は県民が拠出した浄財をむだに寝かせてしまうということにもなるわけです。今の地域全体の中で本当に売れる場所にその用地がつくられているかどうかの部分について多少の疑問を持っておりますが、そのことについて商工労働局長の方からお願いします。
- ○答弁(商工労働局長) 確かに現在、県の団地、それから市町の団地を合わせて130へ クタール余り未分譲の土地がございます。その中を個別に分析いたしますと、御指 摘のとおり、業種によっては向いていないものもございますし、それぞれその地域 に合った業種を誘致できれば所期の目的は達成できると思いますけれども、ここし

ばらくの景気動向の予測では、直ちにその目的が達成し切れないという可能性もあるように思います。

○要望(井原委員) ぜひとも産業育成の方向をしっかりと見定めていただいて、それ に適したものを適切に誘致できるように御努力をいただきたいと思います。

決算を見させていただくに当たって、非常に大きな役割を担っていただいている 監査意見書を拝見いたしました。非常に多岐にわたって、いろいろな角度から十分 に検討されたのだと思っておりますが、一部指摘事項の中には、複数年にわたって 同一の形での指摘があります。そのことについて、それぞれの担当部署にお尋ねす ると、その対応はしました、努力はしました、しかしながらそれは半ばということ でしょうと各部署からお答えをいただきます。しかしながら、監査意見書という形 でその字面だけを見ますと、非常に努力をされた跡が見られない、逆に言えば、ま だ残っている課題が何なのかということが明らかになっていないのではないかと感 じております。ぜひともこの努力をされた部分、改善された部分、そしてまた残余 の検討課題、それらをできればその中で明らかにしていただければ、私どもにとっ ても監査意見書をもっと重要なポイントの中で拝読させていただくことができると 思っておりますので、ぜひとも御検討いただくことをお願いしまして、質問を終わ ります。

○質疑(髙木委員) 藤田知事は、長く知事としてこの県を引っ張ってこられました。 その中で、県民の声を直接聞きたいということから、県政懇談会、いわゆる「You雄トーク」というものを毎年行っておられます。この6月10日にも東広島で開いていただきました。その際、私の地元にも来ていただき、つぶさに中山間地域の状況も見ていただいたということで、非常に心強く思っております。また、その際には部下がだれもついてこられない、知事ひとりでお見えいただいて、集まられた方からの質問に的確に答えていかれた。その場に居合わせた人から非常に高い評価をしていただいているということを聞きました。

そこで、お尋ねしますが、平成19年度に実施されました、この「You雄トーク」において知事が感じられたこと、御感想等がございましたらお聞かせいただきたいと思います。また、何かおもしろいエピソードでもありましたら、お聞かせいただければと思います。

○答弁(知事) 平成19年度の県政懇談会につきましては、世羅町、安芸太田町、庄原市、三原市の4地域で開催し、34人の方々と意見交換を行いました。いただきました御意見などにつきましては、過疎対策や農業活性化対策などにより、本県の各施策への積極的な反映に努めているところでございます。毎回各地域の参加者の皆様方から郷土を愛する思いや地域づくりのための熱心な取り組みをお伺いし、大変心強く感じますとともに、県政を預かる者といたしまして、県民の皆様の熱い思いにしっかりこたえていきたいという決意を新たにしているところでございます。

エピソードと言えるかどうかは別でありますけれども、北海道から広島に移住し

酪農業を営んでいる方とお話をした際に、広島の方が酪農業により適しているというお話がございまして、非常に興味深くお伺いをしたところでございます。今後とも、こうした活動を引き続き実施することによりまして、県民の皆様とともに元気な広島県の実現を図ってまいりたいと考えております。

○要望・質疑(髙木委員) よろしくお願いしたいと思います。また、知事は初当選されました平成5年の暮れから、知事室に「雄山ファクス」というものを置かれておりました。私も当時、何回か送らせていただいたことがあります。少し紹介してみますと、平成6年1月25日、広島県知事藤田雄山殿ということで、私の名前で送らせていただいております。

「前略。けさほどは、わざわざお電話をいただき、まことにありがたく厚くお礼を申し上げます。さて、先日から御相談申し上げております件につき、本日の東広島保健所においての説明、及び我々がこれまで調査した中での疑問について申し上げますので、知事におかれては、公務御多忙中とは存じますが、県民一人一人の命と健康を守るために御配慮を賜りますようお願いします。」まだ続きがあるわけでありますが、いわゆる産業廃棄物最終処分場の件で、こういうファクスを何度も送らせていただいたことがございます。

知事には、その都度、本当にすぐに対応していただいておりました。なぜわかるかと言えば、担当課長からすぐ電話がかかってきたからです。我々は、県民として自分たちの命と生活を守るために知事に御相談申し上げているので、臆することなくやってまいりました。この際、知事の公正で公平な立場での的確な対応により、我々の地域に、違法で危険きわまりないものを設置しなくて済んだということで、本当に地域住民挙げて知事に感謝を申し上げているところでございます。どうしてもこれが言いたかったものでございますので、答弁は要りませんが、これからも県民一人一人の命と安全を守るために最大限の努力をしていただくようにお願いしたいと思います。

次に、先ほどから話題になっております土地造成事業会計にかかわる諸課題についてお尋ねしたいと思います。

土地造成事業会計の未精算金という科目についてお尋ねしたいのですが、この未精算金は平成16年度の決算のときからあらわれております。金額として29億6,500万円余が計上されております。この未精算金は、土地造成事業会計が負担した経費のうち、一般会計などが負担する整理となっているものを計上しているということであります。会計の勘定科目として投資勘定の未精算金という科目は一般的でないと私は思います。収入すべきもののうちいまだ収入されていないということであれば、未収金として整理されればいいのではないかと考えますが、まず、この未精算金というものはどのようなものか、企業局長にお伺いいたします。

○答弁(企業局長) 土地造成事業会計の決算書の貸借対照表に計上しております未精 算金の内訳は、大仙地区土地造成事業の10億2,500万円余と、大竹地区土地造成事業 の19億3,900万円余の2件でございます。

まず、大仙地区につきましては、広島空港に隣接する複合産業交流拠点形成のため、企業局が土地を先行取得しておりましたクリーンヒル大仙計画が、その後の社会経済情勢の変化により中止されたことに伴いまして、将来の県勢発展のため、知事部局において用地を保有することとし、平成16年度に企業局から知事部局へ土地の所管がえが行われたものでございます。その際、測量や環境アセスメントなどの開発準備に要した費用については、将来、一般会計が負担することとしたものでございます。

次に、大竹地区につきましては、企業局が開発した大竹工業団地の造成価格と実 勢価格に大きな乖離が生じていたことから、販売促進を図るため、その差額の一部 を公共支援の観点から一般会計において負担することとしたものでございます。

いずれも回収が1年以上後になることから、現在、土地造成事業会計の未精算金として計上しておりますが、具体的な精算時期や方法につきましては、厳しい財政 状況を踏まえ、土地造成事業会計のあり方の検討とあわせて整理することといたし ているものでございます。

○質疑(髙木委員) 未精算金は、一般会計から土地造成事業会計に対する債務であります。将来の支払いを約束するものであるとすれば債務負担行為の手続が必要ではないかと思いますが、お聞きしますと、一般会計と企業会計との間の将来負担の決定は、地方自治法上、単なる地方自治体の内部意思の決定にすぎず、債務負担行為の議決は必要ないという見解をお示しいただきました。

しかしながら、先ほど言われましたように一般会計も非常に厳しい状況にあるわけでございます。30億円近い未精算金について今後どのように精算していこうとしておられるのか、総務局長にお伺いしたいと思います。特に、大竹地区につきましては既に事業が完了して売却も済んでいるので、この精算は直ちに行わなければならない義務があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○答弁(総務局長) ただいま、企業局長からもお答えさせていただきましたが、委員が御指摘の事案は、過去に一定の事業目的に沿って土地造成事業会計の負担で整備を行った資産等に係る経費について将来的、あるいは最終的にと言いかえてもいいかと思いますけれども、一般会計の負担において整理するという意味合いで、未精算金という形での処理をさせていただいております。

一般会計も財政状況が厳しい中で、この未精算金をどういうふうに整理していくのかというお尋ねであったと思います。私どもとしましては、今後この土地造成事業会計自体、独立採算の企業会計という形で維持していくべきものかどうか。今、工業団地を取り巻く環境も大きく変わっておりますから、そもそもこの会計自体をどうしていくのか。その際に一般会計における関与はどういう形であるべきか。こういうものを含めてトータルの検討をしていく必要があると考えておりまして、現段階でなかなかその時期を確定的に申し上げることはできませんが、そういった検

討をしっかり進める中で、この未精算金の問題も整理していかなければならないと 考えております。

○質疑(髙木委員) 時期は示していただけなかったわけであります。

この企業会計と一般会計をことしから一緒に見させていただくことになったわけでありますが、どうも左のポケットと右のポケットをうまく使い分けておられるような気がするのです。退職金の積み立ての問題にしましても、御都合主義で積んであるところもあるし、積んでいないところもある。監査委員からもいろいろ御指摘もされておりますけれども、企業会計と一般会計の整理をされるのかわかりませんが、この会計上の処理というものをやはりもう少しわかりやすく整理をしていただきたいと思います。そうでないと、我々が見させていただいてもなかなか理解ができない状況にあります。そこの辺についてはいかがでございますか。

- ○答弁(総務局長) これは、一般会計あるいは企業会計のいずれの会計につきまして も、先ほど来質問の中でもございましたが、現在の法令に照らして、それぞれの会 計間での移動を含めまして必要な経費を計上しているものでございます。法令に照 らすと、この観点からいけば問題ないというのはこれまでも申し上げているとおり でございます。ただ、お尋ねがありましたとおり、形が県民の皆様方にとって今の 未精算金という形で出ているだけでは、確かにわかりにくいというのももっともな 御指摘だと思っておりますので、先ほど申し上げましたとおり土地造成事業会計の 今後のあり方ということをしっかり検討し、整理していきたいと考えております。
- ○要望・質疑(髙木委員) できるだけわかりやすい形にしていただくように、よろしくお願いします。

先ほどから、この土地造成事業会計についていろいろと質疑があったところでありますが、もう少しお尋ねしたいと思います。

今後の土地造成事業会計についてですが、近年、分譲はある程度進んでおりますが、バブル崩壊以降の地価の下落などにより、多くの団地で造成経費が売却収入を上回る、いわゆる赤字が生じている状況があります。こうしたことから、土地造成事業会計の決算は10年連続で赤字が続いております。こうした状況は、今の経済状況から見るとこれからも続くものと考えられます。また、140~クタール余りの未分譲地に加えまして、200~クタール近くの未着手用地も抱えております。土地造成事業会計の経営状況は極めて厳しい状況にあるわけでございますが、現在の状況が続けば、いずれ、先ほどからありますように土地造成事業会計の整理をしなければならない時期が来ると考えております。先ほどの未精算金に係る一般会計の負担分だけでなく、将来的には土地造成事業会計の整理に伴い多額の一般会計負担が生じるのは明らかだと思います。決算審査意見書においても、土地造成事業会計のあり方について、長期的な視点に立って経営戦略を再構築するなど抜本的に見直す必要があると指摘されておりますが、今後の土地造成事業会計のあり方についてどのようにお考えなのか、企業局長にお伺いいたします。

○答弁(企業局長) 御指摘のとおり土地造成事業会計におきましては、ここ数年、産業団地の分譲は比較的好調ではございましたが、地価の下落や立地促進のための大規模割引の実施などによりまして、多くの団地において原価割れが生じており、単年度収支は10年連続の赤字で、累積欠損金も145億円余となっております。現在の社会情勢下において、今後この経営状況が大幅に改善し将来も独立採算のもとで会計を維持していくことは、現実の問題として非常に難しいものがあると認識しております。

このため、今後の土地造成事業会計のあり方につきましては、先ほど総務局長からも御答弁申し上げましたとおり、一般会計を含めた県全体の財政運営上の課題としてとらえ、長期的な展望のもと、対応について検討してまいりたいと考えております。当面、企業局といたしましては、将来の資金収支などをもとに、より堅実な経営見通しを立てるとともに、関係局と連携を図り、完成団地の積極的な分譲促進による収益の確保と、企業債の借りかえ抑制などによります費用の抑制に努めてまいります。また、企業ニーズや採算性が見込まれる有望な未着手用地については、産業団地として整備し資産価値を高めて分譲することによりまして、できる限り投下資本を回収していきたいと考えております。その他の未着手用地についても売却や他の用途への転用なども含めた検討を行うなど、今後とも財務内容の改善に向けて最大限の取り組みを行ってまいりたいと考えております。

- ○質疑(髙木委員) 投下資本を回収するというのも必要であると思いますが、けさほどから金口委員、井原委員からもありましたように、産業の活性化をするためには、このことばかりに目を向けていると新たな立地が進んでいかないと思います。やはり売りたい土地よりも売れる土地をつくるということが必要だろうと思います。例えば、東広島であれば既にほとんどの分譲が終わっておりまして、あと2区画しか残っていないという状況もあるわけです。なぜ、東広島で立地が進んだのかと言えば、あらゆるインフラが整備されている、そろっていると言った方がいいかもしれません。道路や水道だけではなく、そこに働く人たちの生活の場の確保ができているということも、もう一つ必要十分条件であると思うのです。東広島は非常に場所がいいと思いますが、今の売れていないものは塩漬けにして新たにやるということの方が重要だと思いますが、答弁をよろしくお願いします。
- ○答弁(企業局長) 県内の産業の活性化、雇用の促進という意味で、産業団地の造成 は引き続き重要な課題であると思います。土地造成事業会計でやることについてい かがかという問題は御答弁申し上げたとおりでございます。商工労働局の産業政策 とも十分連携しながら、新しい事業手法、事業主体も含めて十分検討してまいりた いと考えております。
- ○要望(髙木委員) 産業の活性化、また県の活性化のためにはあらゆる方策をとって いただきたいということをお願いいたします。
- ○質疑(杉西委員) 今、社会的に非常に大きな問題となっております産科医療問題に

ついて質問してまいりたいと思います。

深刻な産科医不足の中で、安心してお産ができるような母子医療体制の確保に向けた取り組みの一つであります産科オープンシステムについてお伺いしたいと思います。

皆様御存じのように、先月、医療体制が最も充実している東京都におきましても、受け入れてくれる医療機関が何時間も見つからずに、脳出血によって妊婦が亡くなってしまうという悲惨な事態が起こってしまいました。背景には、厳しい勤務環境から産科医が産科救急医療の現場をやめていき、そのことがさらに勤務環境を厳しくするという悪循環があると言われております。今後、こうした事態が起こらないようにするためには、国を挙げて産科救急医療を初めとした救命救急医療に人やお金を重点投資する体制を早急につくり上げていかなくてはなりませんが、県内の周産期の拠点病院においても勤務医はぎりぎりの状況だと伺っており、地域の周産期医療を確保していくためには、県におきましても勤務医の労働環境の改善に向けてできる限りの努力をしていく必要があると思います。

こうした中で広島県では、平成18年度から2年間、県立広島病院におきまして、 周産期医療機関の機能分化と連携によりまして、産科医療機能の維持向上、また、 ハイリスクな妊娠、出産などに対応する周産期医療施設オープン化モデル事業を実 施されております。産科医不足の解消に向けて、国においても診療報酬の重点的措 置などの取り組みも始まっておりますけれども、即効性は余り期待できず、地域に おきましても現在の医療資源を有効に活用して周産期医療を確保していく必要があ り、この事業のように地域の開業医との連携・協力体制づくりを進めることは大変 有意義なことであると思っております。

そこで、このモデル事業を通じ産科オープンシステムをどのように評価され、今後の課題をどのように考えていらっしゃるのか、また、この取り組みを今からどのように推進し、県民が安心してお産できるように図っていくのか、知事にお伺いいたします。

○答弁(知事) 産科オープン病院システムにつきましては、オープン病院と地域の診療所との診療機能の分担や連携体制の構築を図り、安全で安心な周産期医療体制を確保することを目的といたしております。これまで平成18年度から2年間にわたり、県立広島病院を中心として実施したモデル事業におきましては、病院での外来診療業務の軽減や利用者の通院、待ち時間の短縮などの一定の成果も認められ、現在もこのシステムを継続しているところでございます。

一方で、この導入に当たりましては、県民の皆様の理解はもとより、参加する医療機関同士の緊密な連携が不可欠でございますことから、産科医療資源の集積状況など地域の実情を踏まえた検討が必要と考えております。このため、今年度は呉医師会などで実施される2つの取り組みに対して支援を行うとともに、今後はこれらの成果も踏まえながら、地域の実情に即した産科オープン病院システムの導入を推

進してまいりたいと考えております。

○要望・質疑(杉西委員) 今、世間でお産ができる病院や施設がどんどんなくなっておりまして、若いお母さん方の会に行きましても、たくさん子供を産みなさいと言いながら、どんどんそういった病院がなくなってくるのはおかしいではないか、矛盾しているではないかと、そういった不満の声を非常に多くぶつけられます。人口減は国を滅ぼす、そのとおりでございます。人口の減少は社会の活力衰退を招いて国の持続的な発展を妨げることは明らかでございます。国、地方を挙げて効果的な少子化対策を今必死で模索している最中で、各県におきましても最重要課題と位置づけているところでございます。せっかく授かった命をみすみす失うという悲劇が決してあってはならないと思います。

しかし、現在、産科医療は医師不足で本当に危機的な状況にあると言っても過言ではございません。県においてもこの産科オープンシステムや、先ほど申されました院内助産師あるいは助産師外来など、産科勤務医の負担軽減につながる取り組みをどうぞ積極的に進めていただきまして、安心して出産ができる医療体制の確保に努めていただきたいと要望しておきます。

次に、先ほどの質問の関連になろうかと思いますが、救急医療支援システムの充 実についてお伺いいたします。

受け入れ先が見つからない救急患者が、俗に言う「たらい回し」をされまして死亡したり重症に陥ったりする悲惨な問題が、全国で相次いでおります。そうした事態が起こらないよう、広島県では昨年、全国に先駆けて、救急搬送時における携帯電話による患者情報一斉送信システム、困ったときの電話のTELと書きまして「こまっTEL」という制度を導入されました。運用開始からちょうど1年がたちまして、全国からも注目され、京都府や大阪府も同じようなシステムを導入されたと聞いております。

そこで、このシステムの効果をどのように評価しているのか、また、今後の課題 をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○答弁(健康福祉局長) 現場の救急隊から複数の医療機関へ一斉に受け入れの要請を 行いますシステム、先ほど御説明がありました「こまっTEL」は、搬送先がなか なか見つからないといった事態を回避いたしまして、迅速に搬送先を決定するため の一つの有効な手段であると考えております。昨年8月から運用開始をいたしまし た広島市消防局では、本年10月末まで352件、1カ月平均にいたしますと24件程度の 使用実績がございます。搬送困難事案におきまして患者の早期受け入れを実現する とともに、救急隊の負担感の軽減にも結びつくなど一定の効果があったと伺ってお ります。

しかしながら、その一方で、一斉受け入れ要請に対する応答が医療機関によって ばらつきがあるなどの課題もございますことから、引き続き、医療機関に対しては、 職員へのシステムの利用方法などに関します周知徹底と院内の連絡体制の整備等に ついて協力を求めてまいりたいと考えております。

○要望・質疑(杉西委員) 今後も、その課題はできる限り解決されまして、このシステムの充実に向けた取り組みを進めていただきたいと思います。

次に、県立病院の未収金対策についてお伺いいたします。

県立病院の個人分の長期医業未収金は年々増加しておりまして、平成18年度末には、初めて1億円を超える状況になっておりましたが、平成19年度にはさらに2,000万円余り増加して、今1億2,400万円余となっております。診療費を滞納している人の中には、生活に困窮して本当に困って払えない人と、そうではなく支払い能力があるにもかかわらず滞納している悪質な人がいると思いますけれども、病院事業部では悪質な滞納者については、簡易裁判所の支払い督促制度を活用した法的措置を積極的に行う方針であるという説明を受けております。また、県立病院の限られた人員スタッフによって早期の督促活動を行っていくことが非常に難しい面もあることから、債権回収事務の専門的なノウハウを持った民間事業者の活用も検討されていると聞いております。

そこで、これまでどのような未収金対策に取り組んでこられたのか、また、長期 医業未収金の増加の原因についてどのように分析されているのか、そしてその分析 を踏まえて、今からどのように未収金対策を進めていくのか、お伺いいたします。

○答弁(健康福祉局長) 未収金対策でございますが、各病院で未収金対策マニュアルを定めまして、これに基づきましてまずは文書督促などの回収対策、それから退院時の領収確認の徹底、時間外診療における概算預かり金制度の導入などの発生防止対策などを実施してきたところでございます。しかしながら、近年の景気の低迷、健康保険法の改正等による本人負担の増加などによりまして、残念でございますが、未収金は増加傾向にございます。

このため、未収金の債権回収事務につきましては、先ほど委員から御指摘がございましたけれども、従来、各病院及び県立病院課の職員のみが行っておりましたところを、本年10月から回収事務の一部を専門的なノウハウを持つ民間業者に委託し、未収金対策の強化を図ったところでございます。さらに、昨年度初めて簡易裁判所の支払い督促制度を活用いたしまして法的措置を4件実施いたしまして、今年度は16件の法的措置をこれまで実施してきたところでございます。

なお、病院は、法令上、医療費の支払いが見込めないといったことを理由に診療を拒否できませんし、それから患者やその家族は病気により収入を断たれる場合があるなど、医業未収金には他の債権にはない背景があることも十分に留意していく必要があると考えております。このような背景や費用対効果などを十分に勘案しながら、今後とも法的措置や民間委託の拡充など、未収金対策の強化に努めてまいりたいと考えております。

○要望・質疑(杉西委員) 非常に難しい問題があると思うのですが、県立病院は、事業継続が非常に危ぶまれるなど経営改善が大きな課題になっております。そういう

観点からも、適切な債権管理は非常に重要なことでございます。未収金の未然発生 防止に努めるとともに、悪質な滞納者については法的な措置を引き続き積極的に活 用するなどされまして、実効性のある未収金対策を推進し、未収金の削減に努めて いただくよう要望いたしたいと思います。

来春には神石三和、瀬戸田の2つの県立病院が地元に移管されるわけでございます。例えば、この未収金対策一つをとりましても、県ができなかったことが市町において即できるかと言ったら、それは絶対にできないと私は思います。そういう意味も含めまして、やはり市町のモデルとなるような対策や、やり方を推し進め、そうして市町に渡すのがやはり県の務めであると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、土木局長にお尋ねしたいのですが、既存の公共土木施設の計画的な維持管理のために導入されますアセットマネジメントについて質問してまいりたいと思います。

来年度の平成21年度からアセットマネジメントを本格導入するということを以前から表明されていますが、来年度の公共事業予算は、財政健全化方針に従って前年度予算からさらに削減されると聞いております。そこで、アセットマネジメントの導入に向けて現在までに準備が順調に進んでいるのかどうか、また、来年度以降の予算確保に向けてどのような対応、工夫が必要となってくるのかについてお伺いしたいと思います。

まず、導入に向けた準備として、19年度はどのような準備にどのくらいの予算が 執行されたのでしょうか、また、20年度はどのような準備にどのくらいの予算執行 を予定されているのかお伺いするとともに、導入に向けた準備は計画どおり順調に 進んでいるのかどうか、お伺いいたします。

- ○答弁(土木局長) アセットマネジメントにつきましては、橋梁やトンネルなどの重要施設を対象に来年度から順次導入するため、昨年度は約2億円、今年度は約2億4,000万円を投入しまして施設点検を実施し、維持管理計画を策定するためのシステム構築などの準備を進めているところでございます。橋梁、トンネルなど大部分の施設において今年度末までにシステム構築を終え、来年度、このシステムを運用して国への予算要求を行うなど、計画どおりアセットマネジメントを導入していきたいと考えております。
- ○質疑(杉西委員) 次に、それが来年度以降の予算にどのように反映されるのか、つまり、アセットマネジメントを導入して策定される各施設の維持管理計画に従って、計画的に修繕や更新が本当にできるのかという不安を非常に持っているのでございますが、アセットマネジメントを導入することによって将来の補修・更新に係るトータルコストの縮減は可能になりますけれども、単年度の補修・更新費は、一時的に多く必要になるという説明も聞いたように思います。状況によれば、建設改良費をある程度絞ってでも必要な時期に必要な予算を確保しなければならないという事

態も想定されるのではないかと思いますが、今後の予算確保なり執行方針をどのように考えているのか、お伺いいたします。

- ○答弁(土木局長) 来年度以降の予算への反映についてでございますが、道路、河川、 港湾などの公共土木施設のサービス水準を維持するためには、限られた財源を有効 に活用し、公共事業全般のコスト縮減を図りながら、より効果的で効率的な維持管 理を実施していく必要があると認識しております。アセットマネジメントは、公共 土木施設の安全性、信頼性を向上させるとともに、ライフサイクルコストの低減や 維持補修費の平準化を可能とする手法でありますことから、その導入により必要と なる経費につきましては優先的に確保してまいります。
- ○要望(杉西委員) 本当に今日、未曾有の財政危機でございまして、公共事業予算の大幅な削減も本当にいたし方ないとも思います。しかし、そういう社会状況だからこそ、既設施設の長寿命化を図り、効果的かつ効率的な安全管理を計画的に推進していただきまして、県民の安全・安心な暮らしを継続的に確保するためにアセットマネジメントを導入するわけでございます。計画倒れになって実質が伴わなければ意味がありませんし、まして危険な施設の改修が次年度へと積み残されていくようであれば、即、県民生活にも支障を来しますし、あるいは生命にかかわる事態にもなりかねません。アセットマネジメントを導入する以上は、必要があれば建設改良費を削減してでも回すというしっかりとした計画を持っていただいて、昨年のアメリカのミネアポリスの橋の崩落事故のようなことが決してあってはならないわけでございますので、このことをしっかり教訓にされまして、危険度の実情に合った計画どおりの維持修繕が進められますよう、必要な予算確保と執行を強く要望しておきます。
- ○質疑(安木委員) 最初の質問は、危機管理体制と自主防災組織の活性化についてであります。

まず、局地的豪雨等に対する危機管理のあり方についてお聞きします。平成19年4月より危機管理連絡員が常時2名体制で配置され、24時間災害配備体制がしかれていることは災害・危機事案の発生に際して大変心強く、さらに本年度より知事直轄の危機管理監が設置され、迅速かつ的確な減災・防災のための指揮系統が一本化されましたことは大いに評価できるものと思っています。

さて、本年7月28日に北陸・近畿地方を襲った豪雨で神戸市灘区の都賀川が一気に増水し、河川敷で遊んでいた児童ら5人が濁流にのまれ犠牲となりました。このとき現場近くの水位はわずか10分間で1.3メートルも上昇したと言います。また、石川県金沢市では、同日、市街地を流れる浅野川が55年ぶりにはんらんし、約2,700戸が床上・床下浸水しました。そして8月5日には、東京を中心とした集中豪雨のため流れ込んだ雨水で下水道管内の水位が急激に上昇し、下水道工事現場の作業員5人が流され、犠牲になるという痛ましい事故が起きています。

最近の豪雨災害はどこで起きるかわからないゲリラ的豪雨災害であり、水を通さ

ないコンクリートやアスファルトで固められている都市部では、下水道や河川に大量の雨水が一気に流れ込み、その場で雨が降っていなくても大惨事を起こしてしまうことが特徴と言われています。非常に狭い範囲で短時間に起こる集中豪雨について、時間や場所を予測することには限界があろうと思いますが、その中で被害を最小限に抑えるためには、さきに述べたような事例を教訓として、災害の予見と迅速な情報伝達、周知徹底、平時における指導、教育、訓練など、いろいろすべきことはあろうかと思います。

このような昨今の予測しがたい局地的豪雨などについて、県としてはどのような 危機管理体制をしかれるのか、また、避難情報など素早い住民への伝達や日常的な 注意喚起をどのように図るつもりなのか、危機管理監にお伺いします。

○答弁(危機管理監) 局地的豪雨等に対する取り組みでございますけれども、県では防災関係機関に対しまして、県内289カ所の観測点の雨量や、78河川・134カ所の河川水位などの情報を、インターネットや携帯電話を通じましてリアルタイムで提供するシステムを整備しております。また、最近の局地的豪雨に適切に対応するため、河川のはんらん危険水位を設定いたしまして、その水位情報を県民や水防管理者に知らせる水位周知河川の指定を拡大しているところでございます。このような情報を最大限に活用しまして、迅速な初動対応のもと被害を最小限にとどめるため、防災関係機関の担当者を対象にしまして、システムの習熟や情報の活用の方法などにつきまして研修を実施しているところでございます。さらには、自動車等が水没する危険のある道路について調査を行いまして、県民や防災関係機関に周知したところでございます。

しかしながら、予測しがたい局地的豪雨などに対応するためには、こうした行政の取り組みに加えまして、地域住民が早目に避難するなどの自主的な対応が不可欠でございます。このため、引き続き行政による減災に向けた取り組みを推進いたしますとともに、県民の防災意識の一層の高揚を図ることによりまして、予測しがたい自然災害に対しましても行政と県民が一体となって可能な限りの対応をしてまいります。

○質疑(安木委員) 次に、今までも何度か本会議や委員会で触れてきたことですが、 どうしても必要になるのが、地域の地形や状況をよく知っている地元住民による自 主防災組織が機能していくことだろうと思います。県内の自主防災組織は平成19年 度で67.7%の組織率になっていますが、果たしてこの組織率どおりの自主防災活動 体制ができているのでしょうか。県においては、本年度末を目途に、仮称広島県防 災対策基本条例をつくり、地元住民との協働による防災協働社会を目指していく方 向と聞いていますが、地域防災意識を高める上でも有意義なものと考えます。

そこで、お願いしたいのが、本年2月定例会でも取り上げましたが、防災士の積極的養成ということであります。これについては当時の県民生活部長より、防災士については大変効果があるものと考えていると、その養成を含め、自主防災組織の

活性化へ向け検討していくと答弁いただいております。家庭や地域社会、企業、団体に、防災に対する一定の知識を持った人である防災士が配置され、自主防災組織のリーダーの一角となって防災意識の啓発に当たるほか、災害発生時でも避難誘導や救助など、公的な組織やボランティアと協働で活躍していくことは実効性のあるものと考えます。

しかしながら、当県の防災士の認証者数は本年10月末現在、47都道府県中45番目で、全国2万6,344名中112名という状況です。来年2月には福山と三次で研修会が開催されるとのことで改善に向け動き始めているようですが、地域の中により多くの防災意識・知識の高い人材を養成していく取り組みは不可欠であろうと思います。条例づくりを検討される中で防災士の積極的養成ということを重ねてお願いしたいと考えますが、危機管理監の御所見を伺います。

○答弁(危機管理監) 防災に関する専門的知識や技能を有する防災士などが、防災訓練や災害時の避難誘導等におきまして自主防災組織の中心となって活動いたしますことは、地域防災力を高める上で大変効果があるものと考えております。県では、これまで県内各地域において自治会役員や市町職員などを対象とした研修会を開催しまして、自主防災組織の設立促進に重点的に取り組み、一定の成果があらわれているところでございます。

しかしながら、本県では防災に関する専門家が十分にいないことなどの要因から、活動が低調な自主防災組織も見受けられます。このため、現行の研修を見直し、防災の専門家の養成につながるより実践的な内容を盛り込んだ研修の実施や、ホームページなどを活用いたしました防災士制度の普及啓発などを通じまして、地域での防災活動の核となる人材の確保に向けた取り組みを進めることとしております。今後とも市町と連携しながら、共助のかなめとなります自主防災組織の充実強化に努めてまいります。

○質疑(安木委員) 次の質問は地球温暖化防止対策についてであります。まず、低炭素社会を目指した太陽光発電の普及状況についてお聞きします。

低炭素社会へ進んでいくために県では、広島県地球温暖化防止地域計画などに基づいて、省エネルギー対策の推進や環境負荷の少ない新エネルギーの開発と普及促進に力を入れてこられました。そのような中で現在、特に国においても拡大を目指しているエネルギーの一つに太陽光発電があります。

経済産業省資源エネルギー庁は環境省等とも連携して、枯渇の心配がなく地球環境にも優しい家庭用太陽光発電の普及を促すため、国や自治体による補助制度の説明や申請手続などに対応する総合窓口を今年度内に各都道府県に設置する方針と聞いております。また、先日の新聞報道では温室効果ガス削減のため、公立小中学校や公共施設等に太陽光発電の導入を促進する政府方針が明らかにされています。

さらに、本年10月から試行的に実施している国内排出量取引制度のスキームでは、 企業が学校や公共施設の太陽光発電の設置費用の一部を負担すれば、その資金提供 の度合いに応じてその企業の温室効果ガス削減量に算入することも考えられます。 そうすれば、学校や公共施設にとっては企業に資金を出してもらうことで太陽光発 電設置費用の負担が軽くなる上、光熱費も安くなるでしょうし、また、企業にとっ てはこのような排出量取引により、削減努力をしても削減できない温室効果ガスを 削減したのと同様の効果を得ることもできるのではないでしょうか。

いずれにしても、太陽光発電の普及促進は地球温暖化防止の大きな取り組みになると思います。そこでまず、県においては現在どのように取り組まれているのか、また、家庭用、公共施設用はどの程度の普及状況なのか、環境県民局長にお伺いします。

○答弁(環境県民局長) 太陽光発電につきましては、石油や石炭等の化石燃料にかわる環境への負荷の少ない新エネルギーの一つとして、普及を図ることが重要であると考えております。

これまで県といたしましては、平成17年3月に地域新エネルギービジョンを定め、太陽光発電導入に係る国等の補助制度の積極活用に向けた普及促進に取り組んでまいりました。また、中小企業者を対象に太陽光発電施設の設置に対する県融資制度を設けているところでございます。

県内におきます太陽光発電の普及状況につきましては、平成19年度までに住宅用太陽光発電システムの設置が1万3,973件、4万9,614キロワット、公共施設には小用港の県旅客ターミナルや北広島町庁舎など20件、672キロワットが導入されていると把握いたしております。

○質疑(安木委員) 続いて、太陽光発電普及への取り組みについて伺います。

洞爺湖サミットの議長国として世界をリードする環境大国への歩みを示していく中で、取り組みは多岐にわたりますが、特に目を引くのが、先ほど述べました太陽光発電の推進であります。政府は太陽光発電の導入を発電量ベースで2020年に2005年の10倍、2030年には40倍に引き上げるとともに、3年ないし5年後には価格を現在の半額程度に低減させるとしています。

そのような方向性の中で、県としては今後どのように太陽光発電の普及拡大に取り組んでいかれるのか、知事の御所見をお伺いします。

○答弁(知事) 太陽光発電につきましては、地球温暖化の防止対策としてだけではなく、エネルギー自給率の低い我が国にとりまして大変貴重なエネルギーであると認識いたしております。このため、現在、国が中心となって太陽光発電に係る技術革新や導入支援対策の強化が図られているところでございます。

県といたしましては、こうした太陽光発電の需要拡大などの動きを踏まえ、県有施設への導入の検討や国の導入支援策などの積極活用に向けた取り組みを通じて、 県内での太陽光発電の普及促進を図ってまいりたいと考えております。

○質疑(安木委員) 3点目の質問は、高次脳機能障害者への支援体制の充実について であります。 病気や事故などで脳に損傷を受け、記憶力、注意力、計画性、感情のコントロールなどの低下、意欲がわかないなどの状態になっている症状を高次脳機能障害と言いますが、見た目には障害がないように見えるため、なかなか周囲の理解が得られない状況にあります。

現在、県立障害者リハビリテーションセンターの高次脳機能センターにおいて、 適切な治療が進められていますが、治療を望む患者の増加に対して対応が困難になってきていると聞いています。 2次保健医療圏 7圏域において地域における支援窓口の役割を担う医療機関があれば、通院することにおいても多くの患者の方から喜ばれるわけですが、担当の方々が努力されているにもかかわらず、現在、県の支援窓口設置は7圏域までは進んでいないと聞いています。現在の状況と来年度以降の見通しについて健康福祉局長にお伺いします。

○答弁(健康福祉局長) 高次脳機能障害者への地域における支援体制でございますが、 委員御指摘のとおり、現在2次保健医療圏7圏域のうち6圏域において、その中核 となります6つの医療機関を高次脳機能地域支援センターとして指定をいたしまし て、障害者支援施設等と連携し、相談に対応するなど、患者の皆様への必要な支援 を行っております。

そこで、残りの1圏域でございます呉圏域でございますが、残念でございますが、 いまだ関係機関との調整が進んでおりません。しかしながら、できるだけ早期に指 定できますように、引き続き関係機関との協議に鋭意取り組んでまいりたいと考え ております。

○要望・質疑(安木委員) 高次脳機能障害の方々、またその家族の方も切望していらっしゃいますので、さらなる努力をぜひお願いいたします。

最後の質問ですけれども、食品偽装表示への監視・指導強化についてであります。 昨年来、ミートホープを初め、白い恋人、赤福、比内地鶏、船場吉兆などの産地 や消費期限の偽装表示による事件や、さらに中国産ギョーザや事故米流用など、基 準濃度を超えた農薬混入での被害など、食の安全・安心が脅かされる出来事が頻発 しております。

県は、中国四国農政局広島農政事務所と連携して、産地偽装などの合同調査に当たる食品偽装表示対策チームを結成する旨が新聞で報道されていました。偽装表示により産地を偽ったりする事例は消費者への重大な背信行為であり、さらなる監視体制の強化が求められます。外国を含めて産地がどこであれ、正しく表示されていれば消費者にとっては何の問題もないのですが、経営者側が不正を認識しながら会社が立ち行かなくなるから偽装はやめられなかったなどと言いわけをするのはやはり身勝手と言うしかないと思います。

そこで、水産物、例えば広島産のカキは大変おいしく全国でも大変に喜ばれていますが、これに外国産のカキなどが混入して広島産として販売されるようなことが 万一起これば大変なことになります。このようなことのないように、現在も厳しい 監視チェックがなされていると思いますが、このような県産カキなどの水産物に対して偽装表示に類したような事例が過去にあったのかどうかを農林水産局長にお伺いします。また、カキなどの水産物に対して偽装表示に対する監視チェックがどのようにされているのか、あわせてお伺いします。

○答弁(農林水産局長) まず、偽装表示に類した事例があったかというお尋ねでございますけれども、県内におきましては、JAS法に基づき食品への表示が義務化されました平成12年以降、水産物に関しまして外国産の魚やアサリを国内産と称して販売した例がございます。具体的に申し上げますと、中国産のヨロイイタチウオ、これは広島の方ではメンタイと言いますけれども、こういった魚、あるいは中国産のハモを長崎県産あるいは福岡県産と不適正に表示をした例もございます。また、そのほかにも原材料名や製造業者名などを不適正に表示した業者に対しましてJAS法に基づき、農林水産大臣名で4件、知事名で1件、合計5件、改善を指示した事案がございます。

こうした違反を防止いたしますため、県では水産物卸業者などを対象とした研修会を実施しております。また、国と合同で偽装表示対策会議を開催いたしますとともに、これまでの小売店への食品表示パトロールに加えまして、さらに卸売業者、あるいは輸入カキの取扱業者を対象に立入調査を実施し、原産地や取扱数量を確認するなど、監視・指導を強化しているところでございます。

また、表示などが疑わしいという情報が寄せられる場合がございますけれども、 その場合には速やかに立入調査を実施し、事実確認を行い、不適正な表示が明らか になれば当然、是正指導を行うこととしております。

今後とも、県の関係部局や国、市町と連携いたしまして、不適正な食品表示には 厳正に対処いたしますとともに、事業者みずからが適正な食品表示を行うよう意識 の向上を図り、県民の皆様の安全で安心な食生活の実現に努めてまいります。

- ○要望(安木委員) 産地の違うものが混入している可能性が少しでもありそうだとなりますと、風評被害ということになって取り返しのつかないことになることも考えられます。厳しい監視・指導がなされているということですが、食の安全・安心、特に偽装表示についてはさらに厳しく監視・指導していただきますように要望いたしまして私の質問を終わります。
- ○質疑(天満委員) 集落法人化の方針についてでございますが、広島県ではずっと前から集落法人の育成ということをされております。集落法人の設立は平成27年度までに410法人を目標としていると聞いております。

そこで、集落法人の設立の数値目標をどのように設定されたのか、目標達成に向けましてどのように取り組んでおられるのか、それから集落法人の育成について具体的にどのような成果が上がったのか、あわせて農林水産局長にお伺いいたします。

○答弁(農林水産局長) 本県は過疎・高齢化が急速に進んでおりまして、小規模零細な農業を次世代に継承可能な足腰の強い農業構造に転換していくことが重要でござ

います。

まず、お尋ねの410という集落法人設立の数値目標についてでございますけれども、これは県内の農地面積が約6万ヘクタールございます。この6万ヘクタールのうち平成27年にはその約半分の3万ヘクタールを効率的で安定的な農業経営を行う集落法人あるいは企業的経営体が担うということにしたいと考えておりまして、中でもその過半を占めます集落法人の1法人当たりの経営面積を約40ヘクタールと想定して、集落法人全体の設立目標を410といたしたところでございます。

現在までに151の法人が設立されますとともに、設立されました法人では稲作を中心とした経営からの転換を図るため、キャベツ、アスパラガス、あるいはブドウなどの収益性の高い園芸作物などの導入が始まっております。さらに、集落法人同士が連携をいたしまして、大豆栽培用機械の共同利用による生産コストの低減や農産物を食品加工業者へ直接供給するなど、生産から販売までを効率的に行う取り組みが生まれるなどの成果が見られているところでございます。

今後とも、集落法人の設立の加速化を図るため、市町や農業団体などが中心となって組織をいたします農業の地域戦略組織というものと連携をいたしまして、市町ごとに集落法人化推進地区を選定し、重点的に支援する地域を明確にした上で、啓発や合意形成活動などの取り組みを積極的に支援してまいります。

○質疑(天満委員) 次に、食料自給率についてお伺いいたします。

我が国の食料自給率は4割程度にとどまっており、主要先進国の中では最低でございます。広島県では食料自給率を上げていくためにどのような対策をとられているのか、農林水産局長にお伺いいたします。

○答弁(農林水産局長) 土地条件に恵まれておりません本県では、麦あるいは大豆など広い作付面積を必要とする品目の生産拡大には向いておりませんけれども、一方で広島市などの大消費地を抱えていることから、消費者のニーズに対応した野菜あるいは果物などの農産物の供給の拡大が可能でございます。

こうしたことから、カロリーベースではなく、生産額ベースでの食料自給率を現在の39%から平成27年には45%とする目標を設定しております。この目標の達成に向けまして集落法人の設立を加速化し、担い手中心の力強い生産構造を確立いたしますとともに、先ほども申し上げましたけれども、稲作からキャベツやアスパラガス、あるいはブドウなどの収益性の高い園芸作物への転換を進めるなど、農業の抜本的な構造改革による農産物の生産拡大に努めまして、食料自給率の向上を図ってまいります。

○質疑(天満委員) それでは、2番目でございますが、介護施設の整備についてお伺いします。

高齢化の進展に伴いまして介護・福祉へのニーズが高まる中、介護施設の整備につきましては、介護保険事業計画に基づいて進められております。介護保険施設の運営等は公益法人等に限られているということで、民間企業者による参入が少しお

くれているように思います。このような中、在宅サービスは充実しつつあるとはいえ、施設数の不足から利用待ちの方々が多いと聞いております。ついては、県や市町は現在、第4期介護保険事業計画の策定に取り組まれておりますが、介護施設の整備をどのように進めていこうとされているのか、知事にお伺いいたします。

○答弁(知事) 介護保険施設の整備につきましては、国の指針に基づき介護保険事業 計画に目標数を定め、市町と連携し整備を進めてきたところでございます。こうし た中で、急速な高齢化の進展を踏まえますと、今後、要介護者やひとり暮らしの高 齢者等の増加に伴って、多様化する施設ニーズに対応していくことが重要であると 認識いたしております。

このため、現在策定中の第4期計画におきまして、要介護度の高い高齢者のための特別養護老人ホームや認知症に対応したグループホーム、さらには介護機能を備えた有料老人ホームなどについて整備目標を定めて取り組む必要があると考えておりまして、こうした取り組みにより入所定員数の拡大や多様化するニーズにこたえることができるものと認識いたしております。

○質疑(天満委員) 市町への協力体制についてお伺いいたします。

今後、ひとり暮らしの高齢者や夫婦のみの世帯の高齢者が増加すると思われます。 公的なサービスだけでなく、高齢者などを地域で支え合う仕組みづくりが必要だと 思いますが、県として主体性を持って市町に対してどのような協力体制をとられる のか、再度知事にお伺いします。

○答弁(知事) 高齢者を地域で支え合う仕組みづくりにつきましては、市町を初め、 関係者が地域の抱えている課題や担うべき役割について共通認識を持ち、連携して 取り組むことが重要であると考えております。このため、県におきましては、今年 度、町内会、老人クラブ等の住民や医療、介護の専門職等が一体となって、ひとり 暮らしや認知症の高齢者の生活を支えるモデル事業を実施し、地域での連携のあり 方を検討しているところでございます。

今後はこれらの成果を今年度策定いたしますひろしま高齢者プランに反映させますとともに、関係団体と連携して意識啓発や人材の育成を図り、市町における取り組みを促進してまいりたいと考えております。

○質疑(天満委員) それでは次に、景気対策についてお伺いいたします。

県内経済の現状認識と今後の取り組みについてということで、我が国経済は昨年まで戦後最長と言われる景気拡大を続けてきておりましたが、昨年来の原油高や原材料高によって特に十分な価格転嫁ができない中小の事業者は厳しい経営を迫られてきました。

これに加えまして、さきのサブプライムローンに端を発した世界的な金融不安の中、円高等が進んだこともありまして輸出産業は大きな打撃を受け、また、国内産業の業績悪化、設備投資意欲の減退など、実体経済への深刻な影響があらわれつつあります。

こうした中、自動車を初めとする輸出型の製造業が集積する本県経済への影響が 懸念されるところでありますが、県内経済の現状認識と今後の取り組みについて商 工労働局長にお伺いいたします。

○答弁(商工労働局長) 県内経済の状況につきましては、御指摘がございましたように、原油・原材料高の影響等もございまして、この夏以降、製造業の活動を示す鉱工業生産指数が減少へと転じましたほか、個人消費も低調に推移をいたしております。また、9月の有効求人倍率が0.99倍と、4年ぶりに1倍台を割り込みまして、10月はさらにこれを下回っているという状況にございます。雇用情勢も非常に厳しくなってきております。

さらに加えまして、9月中旬のリーマンショック以降、輸出型企業を中心といた しまして減産の動きが広がってきております。そういったことから実体経済に深刻 な影響を及ぼしてきているということで、県内景気は後退局面に入ったものと考え ております。

今回の急激な景気後退は世界規模で生じております問題でございますので、全国 レベルでの対応が不可欠であると考えております。こうしたことから国では2度に わたります経済対策を発表され、今後必要な予算措置等の審議が行われるものと考 えております。

県といたしましては、引き続き県内企業の動向の把握に努めまして、国が実施いたします経済対策の効果的な実施に向け、関係機関との連携を図るなど、適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

- ○質疑(天満委員) 特に、全国的に中小企業者の融資制度を積極的に推進しないといけないと思っております。この前から、私のところにもかなり中小企業者からの相談がございます。現在、中小企業者が非常に困っているということを、皆さんはよく御承知のことと思いますが、この点はどのような対策を考えておられるのか、商工労働局長にお伺いいたします。
- ○答弁(商工労働局長) 本県の制度融資の貸し付け状況を見てみますと、この10月末 現在で県費預託融資と無担保スピード保証を合わせて515億円余となっておりまして、 ほぼ前年並みの実績が上がっております。しかしながら、世界的な金融危機の影響 によりまして金融機関の融資審査の厳格化も懸念されておりますことから、金融機 関や保証協会に対しまして各種金融制度融資の積極的な活用と、国の緊急保証制度 の創設を踏まえた保証制度の弾力的な運用等につきまして、引き続き要請してまい りたいと考えております。
- ○要望・質疑(天満委員) ぜひ、しっかりと現場サイドの意見を聞きながら頑張って いただきたいと思います。

それから、4番目でございますが、凶悪犯罪等への対応についてでございます。 近年、社会的な注目を集める凶悪犯罪や新たな犯罪が発生しております。凶悪犯 罪や新たな犯罪が発生した場合には、当然ながら警察による徹底した捜査が求めら れているところでございますが、県警察におきましては所要の捜査体制が確保されているのか、警察本部長にお伺いいたします。

- ○答弁(警察本部長) 凶悪事件等が発生した場合の捜査体制につきましては、警察本部、管轄の警察署及び近隣の警察署が緊密に連携して、早期に捜査体制を確立することといたしております。発生する事件・事故の態様や規模によりましては事前に緊急事態における初動措置要領等を作成し、部門の垣根を超えた迅速的確な組織的対応が図られるように万全な体制を確立しております。
- ○質疑(天満委員) 次に、警察官の早期育成についてでございますが、大量退職・大量採用下の現在、所要の捜査体制を確保するには、捜査員のみならず、新たに採用した警察官の早期育成も重要と考えております。しかし、新たに採用した警察官の中には途中で退職する者も少なからず存在し、当事者本人、県警察とも大変残念なことであると感じております。ついては、採用後3年以内に退職する警察官の状況、さらには、みずからの意思で退職する者、不適格として退職させられる者の現在の状況について警察本部長にお伺いいたします。
- ○答弁(警察本部長) 採用後3年以内に退職する警察官の状況につきましては、過去 5年間において1,369人を採用いたしておりますが、そのうち118人が採用後3年以 内に退職いたしており、割合としましては8.6%となります。

その内訳でありますが、みずからの意思で退職した者が113人、懲戒処分等による免職が3人、病気等による死亡が2人となっております。みずからの意思で退職した者の主な理由は、団体生活、規則正しい生活になじめない、また体力面でついていけない、あるいは転職希望といったような理由などで退職いたしております。

- ○質疑(天満委員) 次に、所要の捜査体制を確保するとともに、凶悪犯罪や新たな犯罪に備えるために、捜査員に対する教養及び訓練の実施状況、そのほか特に配慮されている事項について、あわせて本部長にお伺いいたします。
- ○答弁(警察本部長) 捜査員に対する教養につきましては、まず捜査部門に登用する 警察官について刑事任用科教養、また登用後の刑事研修生制度などの運用により、 捜査員の育成に努めております。さらに、各種捜査手法を継承するため、捜査技能 指導官制度の活用や退職警察官の再任用制度、また退職したベテランの捜査員を招 聘しての伝承教養を実施いたしております。

訓練につきましては、形態ごとの想定に基づき、例えば誘拐、立てこもり、連続 殺人等を想定し、警察本部と警察署との合同訓練を初め、他県との広域的対応訓練 を実施して、技能の向上を図っております。

その他、減らそう犯罪情報官等によりまして、事件捜査で得られた情報をプライバシーに配慮しながら、効果的かつタイムリーに発信することにより、防犯行動が自然にとれる意識づくり等に役立てるよう配意いたしております。

警察といたしましては、県民の安全・安心の実現に向け、組織が一丸となって凶 悪事件の予防と徹底検挙に全力を傾注してまいる所存でございます。 ○要望・質疑(天満委員) しっかりと取り組んでいただきたいと思います。 それから最後でございますが、道徳教育についてお伺いいたします。

本県では平成14年に「豊かな心を育むひろしま宣言」を発信されました。子供たちの豊かな心、特に道徳性をはぐくむために、学校、家庭、地域が一体となり、県民ぐるみで道徳教育を推進しています。昨今、家庭や地域のつながりの希薄化が進み、心の病んだ者による理不尽な犯罪が非常に多くなっている状況を見ると、学校や家庭における道徳、礼儀を身につける心の教育が足りていないのではないかと思うところでございます。この心の教育については重要な課題であり、大いに盛り上げていかなければならないと思いますが、どのように取り組んでいらっしゃるのか、教育長にお伺いいたします。

○答弁(教育長) 道徳教育の推進につきましては、各学校では「心のノート」を活用 したり、保護者や地域の方々から経験談を聞いたりするなど、道徳の授業を初め、 教育活動全体を通じて、家庭や地域とともに心豊かな児童生徒をはぐくんでいく取 り組みが進められております。

県の教育委員会といたしましても、道徳教育を推進するリーダーとなる教員の養成や、各市町に設置されている道徳教育を推進する協議会への指導の充実を図っているところでございます。また、「心の元気!」1000人フォーラムを開催し、小中学校の道徳教育担当者の実践交流を図るとともに、保護者の参加を得て、学校の道徳教育への理解と協力を図るための取り組みを進めております。

今後とも、「豊かな心を育むひろしま宣言」を踏まえ、学校、家庭、地域との連携による道徳教育を一層進め、児童生徒に社会の構成員としての規範意識や他人への思いやりなど、豊かな心をはぐくむよう努めてまいります。

○質疑(松岡委員) 私でちょうど質問が10人目だと思いますけれども、こういう時間帯は、皆さん方は、お疲れのことと思います。上のまぶたと下のまぶたがひっつきやすい時間帯でありますので、手短に私の申し上げたいことを質問させていただきたいと思います。

そういうことを申し上げるのは、きょうもメディアの方がいらっしゃいますが、 黙って目をつむって聞いていると、寝ているというふうにもとらえられかねないこ ともありますので、そういう一部分の情報が流れていくと、税金で寝ていると、表 現が悪いですけれども、こういうとらまえ方もされ得る昨今の状況の中で、情報公 開制度と、県庁内部の施策点検システムの2点について、私は質問させていただき たいと思います。

情報公開に係る制度と申し上げましても、広い意味で言えば大変定義づけが難しい部分もあろうかと思います。この制度を維持、存続、あるいはまた発展させていくためには、それなりに一定の行政コストが必要になってくるものと思います。情報公開制度というものがあるなしにかかわらず、行政の立場からすれば施策推進に向けての説明責任というものは常について回るものであろうと思いますけれども、

その観点とは別にこの情報公開制度の中にあります情報公開条例等をベースにした制度の中身について少し質問をさせていただきたいと思います。

本県は、平成13年に広島県情報公開条例を定めておられます。この制度は、県民への説明責任を果たす制度、言いかえれば県民による県政の監視制度で必要かつ有益な制度であると考えております。ただ、ここ数年、県に対しまして一人で大量の公文書開示請求を行っている事例があると聞いております。この制度の実施状況やあり方について数点お尋ねする前に、まず初めに、この情報公開条例を定めた背景と制度のねらいにつきまして、基本的な部分でありますけれども、総務局長にお伺いします。

- ○答弁(総務局長) お尋ねの情報公開条例につきましては、行政の透明性を向上し、 住民参加を促進しようという機運の高まりを受けまして、県民の皆様の県政に対す る理解と信頼を深め、県政への参加を促進し、もって活力に満ちた公正で開かれた 県政を推進することを目的に制定されたものでございます。
- ○質疑(松岡委員) そこで、具体的、個別的にお聞きしますけれども、平成15年から 19年度までの直近の5年間で、県の行政文書の開示請求は何件あったのか、お知ら せ願います。
- ○答弁(総務局長) 平成15年度から19年度までの5年間に県に対して行われました開 示請求は、トータルで5万2,321件でございます。
- ○質疑(松岡委員) 5年間で5万2,321件ということでございますけれども、このうち、 特定の個人が請求されたケースで、一番多く請求されていらっしゃるのは一人で合 計何件請求されているのでしょうか。
- ○答弁(総務局長) お一人で、全体の31.6%に当たります1万6,548件の開示請求を行っているという方がおられます。
- ○質疑(松岡委員) 1万6,500件余り、約31.6%ということでありますけれども、全体の請求件数の3分の1という実態をお聞きしますと、ちょっと異常な件数だと受けとめざるを得ないのでありますけれども、どういった内容なのか、これは個人情報保護との関連もあり、難しい部分もあると思いますが、どういった内容について開示請求をされているのか、答えられる範囲でお答えいただければと思います。
- ○答弁(総務局長) 平成15年度にございましたこの特定の個人の方からの、橋をかけるための砂防河川占用許可申請につきまして、県の方では近くに別の橋がございまして、進入路が十分確保できているという理由で不許可処分を行ったことに端を発しまして、当該処分に係る文書等の開示請求が始まったものと認識しております。

ちなみに、平成15年度から現在に至りますまでほぼ毎週のように占用許可基準や 占用許可台帳などの砂防河川の占用不許可処分に関する文書はもちろんのこと、県 職員の旅行命令簿、復命書のたぐい、あるいは外来者の方々の駐車整理票などに至 るまで、広範にわたる大量の行政文書の開示請求が行われておりまして、正直申し 上げまして、担当部局では日々その対応に追われているというような状況にござい ます。

- ○質疑(松岡委員) お聞きしますと、大量の開示請求を起こされるほどの内容とは到底思えないものと私は思います。いわゆる旅行命令簿でありますとか駐車場の問題でありますとか、その点一つとらまえてもちょっと真意が理解できないと思います。こういう開示決定に対しまして、不服申し立てができることになっていると思いますけれども、同様にこの5年間で何件の不服申し立てがあり、そのうち、先ほどの大量請求者からの申し立ては何件あったのか、お尋ねします。
- ○答弁(総務局長) 平成15年度から19年度までの5年間に、全体で384件の行政文書開示請求に係る不服申し立てが出されております。そのうち、この特定の個人の方から86.7%に当たります333件の不服申し立てが出されております。
- ○質疑(松岡委員) 384件中333件ということで、これを受ける県職員の立場からすれば、組織としての事務量の負担は決して軽くないと思うのですけれども、請求から決定までどういう手順を踏まれるのか、そしてこの場合、手数料は徴収されるのか、その点をお尋ねします。
- ○答弁(総務局長) 開示請求の手順でございますけれども、まず開示請求書の受け付けを行いまして、続いて開示対象となる行政文書の特定作業に移ります。その上で文書の開示可否の検討を行いまして、開示請求者に開示決定の通知をし、行政文書の開示を行うというのが一連の流れでございます。

そこで、お尋ねの開示請求の手数料でございますけれども、冒頭申し上げましたとおり、情報公開制度というものは県民の皆様の県政に対する理解と信頼を深めるもの、そして県政への参加を促進して活力に満ちた公正で開かれた県政を推進していこうという目的で定めた制度でございますので、手数料の徴収はいたしておりません。なお、参考までに、開示文書の写しの交付を求められた場合には、実費ということで、コピー代として1枚10円をいただいておりますので、申し添えさせていただきます。

- ○質疑(松岡委員) この制度を担当する行政情報室や開示請求を受けられた事業担当 課の事務量は大変なものであると思います。実費としてコピー代の1枚10円程度は いただくということでありますけれども、そういう目に見える部分ではなく、見え ない部分について、請求1件当たりの平均的なコスト、推計値になると思いますけ れども、わかればお知らせいただきたいと思います。
- ○答弁(総務局長) ただいまのお尋ねの件でございますが、これは開示請求されます 行政文書の内容、あるいは開示する文書の分量や開示手続に要する時間などはそれ ぞれ非常にばらつきがあり、1件当たりの平均的な行政コストを算定することは、 なかなか困難でございまして、これは御理解いただきたいと思います。いずれにし ましても、毎週のように開示請求が行われておりまして、これに対応するために相 当数の職員が現実に作業に従事しておりますから、そのコストは極めて大きなもの になっていると考えております。

○要望・質疑(松岡委員) 開示請求1件当たりに対する事務量はそれぞれ内容にばらっきがあるということで推計値を出すのは難しいということであるのでしょうけれども、この明確な基準値がない中で私も質問したわけではありますけれども、ただそこで大事なことは、情報公開制度を維持していく、存続させていくことについてコストがかかっている。情報公開の枠組みの中で物を考えれば、このことに対しまして、県がやはり県民に対して、提示していく責任ということが片一方でついて回るのではないかと思います。でありますから、そのコストがどのくらいかというのは難しいかもわかりませんが、今後これを推計値ということで数字を出しますと数字だけが走っていくという可能性もありますけれども、おおむねのイメージとしてどの程度かというのを明らかにしていくことが必要ではないかと考えます。今は開示請求のことを申し上げましたけれども、開示請求に限らず、情報公開制度を維持していくためのコストは莫大だと思うのです。ただそれは、行政コスト内というつの考え方もありますけれども、何らかの検討をしていただければと思います。

最後に、もう1点お尋ねしますけれども、この開示請求については臨時突発的な 仕事であり、通常業務をされている中での対応ということになりまして、一方では 膨大な人件費もかかってくる。このように一人で1万数千件も開示請求をされる、 なかなか常識的には考えられないことなのですけれども、これに何らかの形で対応 していく手だてについての考え方はどうなのでしょうか。

○答弁(総務局長) 行政サイドで対応する手だてが何かないのかということでございますが、御参考までに申し上げますと、平成15年の東京地方裁判所の判決で、113万件、782万枚という非常に大量の書類を検索しなければならない開示請求について、一定の判断が示されておりまして、この中身を少し申し上げますと、開示手続に多大の費用を要することのみを理由として開示請求を権利の乱用であると見ることはできず、開示請求者が県の通常業務に著しい支障を生じさせる目的で大量の開示請求を行う場合には、権利の乱用として開示請求を拒否できるといった旨の判断が示されております。

振り返って本県のケースを見てまいりますと、これは砂防河川占用許可申請の不許可処分に対する不服申し立てというものを行いつつ、その後に想定される法定手続の証拠資料とするために開示請求を行っているという理屈立てでの対応をとられておりますために、先ほどの地方裁判所の判断で示されているような、直ちに県の通常業務に著しい支障を生じさせる目的で開示請求を行っているとまでは、なかなか言い切れないところがございまして、したがって、開示請求を拒否するということにはなかなかならないのではないかと、私どもとしては今の段階では受けとめております。

ただ、このような大量請求につきましては、他県も例外ではありません。各県とも対応に苦慮しておりまして、これといった解決策がなかなか見当たらないというのが現状でございますけれども、委員がおっしゃいましたように、非常に意味のあ

る制度でございますから、今後ともさまざまな機会を通じて、情報公開制度の意義や趣旨、そしてどういったコストがかかるのかといったことも含めまして県民の皆様の御理解をいただけるような啓発というものをしっかり考えていきたいと考えております。

○意見・質疑(松岡委員) なかなか線引きが難しいと思いますけれども、私が申し上げたかったことは、一人の方の開示請求が多大になることによってほかの県民の方々の権利がややもすれば阻害される状況になり得るということがやはり明らかにされるべきではないだろうかという点、そしてもう1点はそれなりにコストもかかっているのであるという認識を深めていただくこと、この点が私は大事ではないかという思いで質問させていただきました。

次に、施策点検システムについて、少し質問させていただきたいと思います。

13年度から施策点検システムを導入しておられまして、毎年8月ごろ前年度の施策の進捗状況と今後の取り組み方針を施策点検シートとして議会に報告をしていただきながら、県民にも公表しておられます。これは、行政が過去、予算の獲得に終始し、施行後の結果を省みないという批判があった中において、事業の成果を明確な基準で評価し、次の施策に反映させていくという施策形成サイクルを導入するということであったと思います。

まず、このことにつきまして、この施策点検システムがうまく機能していくためにはやはりわかりやすくないといけないというふうに思います。既に、県民に公表を始めて7年目になりますけれども、具体的に県民からこの7年間にどのような意見や要望があったのか、このことにつきまして企画振興局長にお伺いいたします。

○答弁(企画振興局長) 施策点検の結果につきましては、全体の概要や詳細に記載した施策ごとの点検シートをホームページで公表しております。目標値の設定に際しましては元気挑戦プランの策定時における世論調査やパブリックコメントなどの実施により県民の皆様の意見を反映しているところでございます。

ホームページに掲載されました点検シートへのアクセス件数は、毎年800件程度に 及んでおりまして、県の施策の実施状況を県民の皆様に御理解いただくことについ て一定の役割を果たしているというふうに認識しております。

○質疑(松岡委員) 毎年800件程度、この数字が高いか低いかはとらえ方によって若干変わってくると思いますけれども、決して高い数値ではないと私自身は感じます。ただ、この施策点検システムを実施するに当たっては、県庁各局の業務量というのは相当なものであろうと推測するわけですけれども、私はこのことを形式的に継続するというよりは、7年間されて、毎年業務量がかなりありながら、そのことに対して職員がどれだけ意識づけができているのか、それが一番の課題だろうと思います。

仮定の話として、私はこれが形式的であり、形骸化しているとするならば、見直 しということも考えていかなければならないと思いますけれども、最後に、この制 度につきまして、知事に見直し論も含めてどのような考え方をお持ちなのか、お聞 きしたいと思います。

○答弁(知事) 成果重視の行財政運営を確立するためには、施策の推進に当たり、計画、実施、点検、改善を的確に行う必要がございます。このため、施策点検システムでは、総合計画に掲げた施策につきまして目指す姿を明らかにいたしますとともに、施策や事業の進行管理のため、できる限り成果指標を用いて目標値を設定いたしております。毎年度、環境変化や施策の進捗状況等をみずから点検して、取り組むべき課題を抽出し、施策の見直しに反映いたしますとともに、こうした点検の結果につきまして施策や事業ごとの目標達成度に対する評価を含めて、県民の皆様に公表いたしております。

このように、施策点検システムは総合計画の進捗状況を県民の皆様が具体的に把握できるという効果や、各部局が次年度の施策形成に活用するといった機能を発揮しているものと考えております。

今後とも、施策や事業の改善により一層役立つ効果的なシステムとなりますよう、 また、このシステムを通じて県民の皆様に県の施策動向につきましてわかりやすい 情報提供ができますように、不断の見直しに努めてまいりたいと考えております。

○意見(松岡委員) 要は、その制度の費用対効果ということを考えて運用していただきたいという意見だけ申し上げておきます。

休憩 午後3時5分

再開 午後3時20分

○質疑(門田委員) ことしから代表監査委員が出席されております。そういうことで、 私はまず、そのあたりからお聞きしたいと思いますが、今は決算の重要性、必要性、 これがますます大事になっている、そういう時代ではないか、予算主義から決算主 義へと、そのような思いを強く持って質問させていただきたいと思います。

最近のマスコミ報道などで大変に話題になっております国からの補助金の不正経 理について、会計検査院が指摘をし、返還請求がどうとか、そういうこともあるわ けでございますけれども、県においても監査委員が同じような権限をお持ちになっ ていろいろ監査をされていると理解しております。

そこで、監査制度について言いますと、平成3年に行政監査権限が付与され、また、今年度からは地方財政健全化法に基づく健全化判断比率等の審査権限も新たに付与された。さらに今、国レベルでは地方制度調査会において監査機能をますます充実強化しようという議論が行われており、本当に監査の役割というのはますます重要になってきている。そういう時代において、監査対象を絞って重点的に、かつ深く行うことが必要であるけれども、県民の信頼を得るためにどのような方針で監査あるいは審査を行っているのか、お聞きしたいと思います。

○答弁(代表監査委員) 監査、審査の方針につきましてお答えをいたします。

監査委員は、県が事務事業を執行するに当たりまして、住民の福祉の増進に努め

るとともに、最少の経費で最大の効果を上げているか、組織及び運営の合理化に努めているかという観点から監査を行うこととされております。このため、監査の改革ビジョンを策定し、合規制、これはすなわち会計規則などに反していないかどうかということですけれども、それと正確性に加えまして、経済性、効率性、有効性の観点を重視した監査を実施するとともに、債権管理の状況等の重点監査項目の設定や、特定の行政課題、例えば県出資法人に対する指導・監督のあり方などに焦点を当てたテーマ監査を実施するなど、重点的、効率的な監査を実施しております。

今回の決算審査等につきましても、こうした考え方に基づき決算書等を審査し、 既に実施した監査、検査の結果も参考としまして意見を提出したものでございます。 今後とも、県民視点に立ち、県民に信頼されるよう監査及び審査を的確に行ってま いります。

- ○質疑(門田委員) そのような姿勢で監査、審査を行っておられる。そして、意見書等が出てきている。そういうことについて、今回の部局別審査の質問でも出ましたし、きょうも出ておりましたが、決算審査意見の中に過去の意見と文言が同一なものが散見される。このようなことに関連して、その文字面だけを見ると、監査が、あるいは審査意見が言いっ放しとか聞きっ放しになっているというふうにも考えられる。そのようなことを考えるときに、今までに提出した監査意見に対する執行部の措置状況についてどう考えているのか、また、監査委員としても年度を越えての徹底したフォローが必要であると考えますが、そこらについて監査委員にお聞きしたいと思います。
- ○答弁(代表監査委員) 監査意見につきましては、一定の改善が認められるまで取り 組み状況の報告を求めるなど、フォローアップを行っております。また、このフォ ローアップの結果は、監査のホームページにも掲載をしているところでございます。 執行機関におかれましては、監査意見などを踏まえ、公金の効率的な運用や情報シ ステムの最適化、債権回収担当組織の設置、公共工事の入札方法の見直し、物品調 達における競争性の確保など、改善に向け積極的に取り組まれていると考えており ます。
 - 一方、決算審査で留意改善を要する事項として意見を述べた、県債に依存しない 財政構造への早期転換や収入未済の早期解消など、改善に努力されているものの改 善に時間を要するものもあると考えております。これらの事項につきましては、県 政の運営上、重要なものであることから、引き続き意見を述べたものでございます。 今後とも、改善に向けた取り組みが一層促進されますよう、監査意見のフォローア ップを行ってまいります。
- ○要望・質疑(門田委員) 今説明されたように、フォローアップをされているという ことでございます。それはホームページを見ればきちんと出ている。過去3年ぐら いにわたってどういう状況になっているか、着手されている、あるいは未着手であ るとか、まだ途中段階だとか、いろいろなことが見られるわけでございます。せっ

かくの決算特別委員会の場ですから、私としては附属資料としてでもお出しになった方が、もちろん知事が資料等をお出しになるので、附属資料として出すか出さないかは別の判断でしょうが、県民の監査に対する理解あるいは信頼を得るためにも、必要ではないかと思いますので、これは私からの要望とさせていただきたいと思います。

では、次の質問に移りますが、人づくりということについて知事が大きな柱にされておりますので、最後に、知事に質問したいと思いますけれども、その前に幾つかの事例として質問をさせていただきたいと思っております。

一つは、職員の資質向上という観点からの人づくりについてでございますが、県職員の採用について、しばらく前までは1年間に28人採用していた。しかし、その内訳を見ますと、いろいろと細かく分かれております。例えば、直近で採用された事例を見ますと、1名しか採用されていない区分が6区分もあるのです。あるいはゼロ名、前年は1人採用されたけれども、このたびはゼロ名であったという区分も幾つかあるのです。こういうように、余りにも細かく分けられ過ぎている。県職員が少なくなってきているということを考えたときに、私は採用の入り口の部分をもう一度考えてみるべき時期に来ているのではないかという気がしております。職員の資質の向上や競争性あるいは幅広い見識などを求める意味でも、入り口段階で、できるものは幅広に採用するべきではないか、以前からの区分に固執する必要はないのではないかと思っております。

例えばということで部局別審査のときに申し上げたのですが、農業土木という分野について見ますと、これは1名なのです。しかし、一般土木という部分で考えれば、今の県の構造改革の進みぐあいなどいろいろ考えれば、それでも十分対応できるのではないかと思います。つけ加えますと、まさに事務事業の見直し等をされるとき、聖域はないという言い方もされておりました。そうしますと、警察事務もあるいは一般事務として入り口の段階では同じように採用があってもいいのではないかという考えすら持っているわけでございます。このことについて総務局長の御意見をお聞きしたいと思います。

○答弁(総務局長) 職員の採用に当たりましては、現在、御指摘にありましたように、職種ごとに区分を設定した試験を実施することによりまして、県の職務に必要な専門知識あるいは能力を有した人材の確保を行っているところでございます。

また、これも御指摘にございましたが、限られた採用者数の中でも多様な分野の優秀な人材を確保することで、複雑・高度化する行政ニーズに的確に対応していっているものと考えております。ただ、今後、県を取り巻く環境の変化に的確に対応していきますためには、従来にも増して職員の資質と能力の向上といったものが求められるというのはおっしゃるとおりであると思います。したがいまして、これは入り口の問題にかかわらず、公務員のライフサイクル全般を考えた育成のあり方といったものも含めたトータルとしての検討が必要になってくるものだと思いますけ

れども、お尋ねのあった採用試験の区分をどうしていくのかといった問題も含めまして、より効果的な人材の確保方策、あるいはその後につながっていく育成のあり方について、私どもとしてはしっかりと見直しを行ってまいりたいと考えております。

○質疑(門田委員) 次に、人づくりの関連の事例として、留学生を活用した産業人材 の確保といいますか、そういう部分についてお聞きしたいと思います。

広島県の場合、留学生がかなり入ってきておられますが、お聞きしますと、広島大学の理工系の人数がことしの場合303人おられるそうでございます。過去も似たり寄ったりだと思いますが、その留学生たちが広島県あるいはこの地域になかなか就職しない、マッチングがうまくいかないのだと思いますが、地域に残る率が大変に低いという状況があります。過日も知事はインドの方へ行かれましたけれども、向こうの大学と広島大学とのいろいろな連携も進んでいるようでございますが、それ自体は結構でございます。インドからも広島大学に来て留学生として本当に頑張ってくれている。しかし、今我々が考えなくてはならないことは、企業なり大学はいいとして、広島県としてはそういう留学生を新しい人材として広島県に居づかせるための知恵を出す必要があるのではないかと思います。そのあたり、簡単で結構ですが、商工労働局長に今の取り組みをお聞きしたいと思います。

○答弁(商工労働局長) 本県におきましては既に日本企業に就職意欲を持っております県内大学におりますアジアからの留学生を対象といたしまして、ビジネス日本語研修からインターンシップ、さらには就職支援にいたります一連のプログラムを実施しておりますけれども、実態は参加している留学生の約9割が文科系の学生でございます。一方、企業が求めておりますのはやはり理工系の生徒ということで、ある面ミスマッチがございます。

そういった観点から、このたび豊富な理工系人材を有しておりますインドのタミル・ナドゥ州を知事と広島大学で訪問をしていただきまして、アンナ大学との間で留学生の派遣など、人材交流を進めることで合意をしたところでございます。

県といたしましては、県内理工系大学へのインドからの留学生の受け入れを今後 促進いたしますとともに、企業のニーズに合った受け入れから就職に至ります仕組 みづくりについても産学官が連携した取り組みを進めてまいりたいと考えておりま す。

○質疑(門田委員) 次に、3番目の事例として教育界のことについてお聞きしたいと 思います。

教育委員会においては来年度、新しい職として主幹教諭あるいは指導教諭という職を設置する方向で今動かれておりますが、それに関連して学校というのはどういうものなのだろうかと私は思わざるを得ません。といいますのは、学校の中にどういう職種の人たちが現在いるのかと考えますと、大変多くの職種があるわけです。

例えば、校長から始まって教頭、一般教諭とおりますが、この教諭の中にも本採、

臨採と言われる人もおられる。それ以外に、同じように授業をしている非常勤講師 という人もおられます。さらに、養護教諭、栄養教諭あるいは技術員がいたり、も ちろん事務方もおられます。もう一つあえて言いますと、スクールカウンセラーも おられます。子供がそれなりにいるとしても、校長以下教職員はそんなに大勢では ない中にたくさんの職種がある。

その中で去年、法令により新たに、例えば副校長とか主幹教諭とか指導教諭を設けることもできることになって、広島県では主幹教諭と指導教諭に取り組むという今の動きになっております。私は、学校の中にこんなに多くの職種が要るのだろうかという疑問を基本的に持ちます。というのは、むちゃくちゃ大きな学校ならともかく通常の学校では、校長の強いリーダーシップや、校長の資質向上を図ることによってこそ学校の中に風通しのいい校風もできてくると思う。世の中が変わったとか、教育の基本である学校の組織という仕組みはあるにしても、その中で教育的情愛に満ちあふれた空気をつくっていくといったことはやはり校長の問題であり、私はそこに力を入れるべきであって、主幹教諭や指導教諭を入れることではないと思います。これは人づくりの中で大きなウエートを担っている教育界のことについて申し上げているのですが、そこを教育長はどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

- ○答弁(教育長) 今、委員から多数の職種があるという御指摘がございましたが、例えば一つのケースとして、臨採がいるかいないかは別として、教職員が50人いますと大体40人は教諭でございます。あとは校長、教頭とか養護教諭、事務職員ということになろうかと思います。この40人ぐらいいる教諭に対してどのような組織運営を行っていくかということを考えたとき、現在は教頭の下が主任ということになっておりますが、そこをより機動的、効果的、効率的に行うために主幹教諭を、また40人の教諭の指導力を上げていくために指導教諭を設置するということが、広島県の教育をレベルアップするために必要と考えております。
- ○質疑(門田委員) 人づくりについては、広島県人づくり懇話会で議論されたり、その提言をもとに広島県人づくりビジョンも打ち上げられた。このような中で、ぼちぼちその検証をしてもいい時期に来ているのではないかと思います。先ほど来、幾つかの事例を出して人づくりについての取り組みをお聞きしたのですが、私はもう少し長いスタンスで取り組まないと、本当に広島県で欲しい人材がなかなか育たない、逆に言えば今、各部局での取り組みは少し急ぎ過ぎているのではないかと思います。ある意味、目先のことにとらわれ過ぎていると懸念するわけでございます。

すべての分野で息の長い真の人づくりに欠けているのではないかという一抹の不安を感じているがゆえに、私は特に各部門間の有機的な人材育成システムというものを築き上げていくべきだと思っております。そういう意味から、現在の人づくりに係る施策をどのように評価されているのか、あるいは今後の人づくりに当たって、どのように考えておられるのか、知事にお伺いしたいと思います。

○答弁(知事) 未来に向けて広島県が魅力的で元気であり続けるためには、夢と希望を持ちながら社会の一員として互いに力を合わせ、地域の可能性を開いていく活力ある人づくりが重要であると考えております。このため、本県における人づくりにつきまして、長期的視点に立って目指すことをまとめた広島県人づくりビジョンを策定し、施策を総合的に推進しているところでございます。

引き続き、本県の活力を生み出す産業人材の育成・確保に取り組みますとともに、 教育改革の推進では、校長のリーダーシップのもと、より組織的な学校運営や教員 の指導力向上を図るなど、幅広い分野で施策を推進してまいりたいと考えておりま す。

今後とも、人が社会をつくり、社会が人を育てるという考えのもと、活力ある人づくりと人を生かす社会づくりによって、魅力ある元気な広島県を実現し、それが国内外から人材を引きつけるという好循環を生み出すべく、長期的視点に立って広島県を担う人づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○質疑(砂原委員) まず、平成19年度の元気挑戦枠の決算状況について伺います。

県では、厳しい財政環境の中で施策の選択と集中を行っておられます。県の総合計画、元気挑戦プランにおいて次世代人材育成や新産業創造、中枢拠点性強化、子育て、高度医療、広島県型分権改革など、8つの視点による新展開施策を平成18年度から3年間の実施計画に位置づけ、積極的に推進してこられました。平成19年度の当初予算編成においても元気な広島県づくりを着実に進めるため、この新展開施策をさらに推進することとし、事業費ベースで15億円の元気挑戦枠を設け、財源を重点配分されました。

そこで、なけなしの財源をつぎ込んだこの元気挑戦枠がどう使われたのか、決算ベースで調べてみましたところ、元気挑戦枠の活用事業は食育推進事業、新分野進出等促進支援事業、がん対策推進事業など34事業がありますが、このうち職業教育推進事業など2事業が増額補正されているものの、半数を超える18事業が減額補正されております。決算額を見ると、10億7,000万円しか執行しておらず、不用額も約2億2,000万円出ております。つまり、19年度の当初予算編成に当たり肝いりで企画した15億円の元気挑戦枠は約11億円弱の約7割しか執行されなかったということになります。また、元気挑戦枠以外でも新展開施策の中に位置づけられている集落法人育成加速化支援事業のように、約5億4,000万円も予算と決算が乖離しているものも見受けられます。

そこで、この元気挑戦枠について約7割しか活用されなかった原因は一体何なのか、総務局長に伺います。

○答弁(総務局長) 元気挑戦枠にかかわる事業につきまして最終補正予算での減額、 あるいは決算での不用額が生じた要因ということでございますけれども、これは例 えば最少の経費で最大限の事業の効果を上げるというのが我々のスタンスでござい ますので、こうしたスタンスに沿って年度を通じた執行方法の自主的な見直し、あ るいは事務経費の節減努力を行った結果生じたものもございます。また、契約の際に入札残が発生したというようなことなどに加えまして、これがまた影響が大きかったわけですけれども、事業実施段階で国の法律の成立やあるいは国庫補助事業の採択がおくれたことによりまして、事業計画をやむを得ず見直さざるを得なかったというような事業があったりと、こういったことなどが要因として挙げられるものと思っております。

- ○質疑(砂原委員) そういう見方もあるのですけれども、実際には見通しが甘かったり、それから実際の現場サイドと行政側の足並みがそろわなかったりと、そういった事業もたくさんあったと思うのですが、やみくもに予算を使い切れということを私は言っているのではなくて、せっかく捻出した元気挑戦枠の財源でありますので、それをしっかり活用されないと、やはり広島県を元気にするための元気挑戦枠でありますので、これでは広島県が元気にならないというふうに思いますが、この現状についてはどのようにお考えでしょうか。
- ○答弁(総務局長) まず、厳しい財政状況のもとでございますので、元気挑戦枠を初めとしまして毎年度予算編成に当たりましては、真に必要な事業を厳選いたしますとともに、その所要額を私どもとして精査いたしまして、県議会での慎重な御審議をいただいた上で予算計上いたしているものでございます。

これらについてはもちろん、先ほど申しましたように、年度途中の状況の変化、例えば先ほど申しました国の法律の成立、補助採択のおくれなどの他律的な要因、こういったものでやむを得ず不用額を出す場合もありました。19年度は特にこの影響が大きかったわけですけれども、このほかにも、先ほどおっしゃいましたが、財源を単に使い切るという発想ではなくて、経費の節減努力を徹底して行った結果、減額補正や不用額が生じているものもございまして、この不用額の部分だけをとらまえて、あるいは一定程度生じていることをもって、直ちに元気な広島県づくりに影響があるというふうに結論づける問題ではないのではないかという思いをいたしております。

ただ、いずれにしましても、厳しい財政環境のもとで厳選した事業であるからこそ、できる限りそのすべての事業が所期の目的を達成できますように、最大限努力していくというのは私どもの責務であると考えておりますので、こういったものを徹底しつつ、今後とも執行状況等をつぶさに精査しまして、できる限り予算編成に反映させるというスタンスで、私どもとして限られた財源を有効に活用してまいりまして、元気な広島県というものをしっかり実現するための取り組みを進めていかなければならないと考えております。

○質疑(砂原委員) 元気挑戦枠の中に国庫10分の10の事業が結構入っておりまして、 それが結局、法のおくれ等でできなかったということはあるわけですけれども、そ れだったらそれを元気挑戦枠に本当に入れるべきだったのかというような問題も一 方では思うわけです。たった15億円で広島県がたちまち元気になるとは思いません けれども、この15億円の元気挑戦枠というのは知事を中心とした県の思いだったと 思うのです。だからこそ、しっかりと使いましたということを県民に堂々と言える ように予算組みもしていくべきだったと思います。

そして、この状況を見て、20年度の予算編成のときもそういう反省を踏まえて予算を編成してこられたと思いますが、予算編成はこういったことを考慮して行われたのでしょうか。

○答弁(総務局長) まず、予算の編成に当たりまして、先ほども少し触れましたが、 事業の執行実績をしっかり踏まえてその内容を十分に精査した上で必要な金額を見 積もっていくことが原則であると考えておりますから、19年度の執行状況をしっか り踏まえた上での20年度予算の見積もりということに私どもとしては努めたところ でございます。

ですから、例えば国の事業とのすみ分けを一定程度行って、対象人数をもう少し 正確に見直してみるとか、これは継続分についてでございますけれども、より実態 に即した形で、これは地元との調整も再度行いまして、事業実施回数を適切なもの に見直すとか、こういったさまざまな対応を行いまして、20年度は前年度の状況を しっかりとらまえた予算編成に努めたところでございます。

いずれにしましても、先ほど申しましたように、厳しい財政状況のもとで、これは厳選に厳選を重ねた事業でございますので、私どもとしてはできる限りすべての事業がしっかりと目的を果たすように引き続き努力をしていきたいと考えております。

○質疑(砂原委員) それでは次に、人事委員会勧告について伺いたいと思います。 部局別審査でも質問いたしましたが、人事委員会勧告の基礎となる民間企業の算 定方法に私は問題があると考えており、再度質問させていただきます。

比較の対象とした民間企業の内訳を見ると、従業員数が500人以上の企業が123社、100人以上500人未満が102社、100人未満についてはわずか46社となっております。これらの企業について一例として事務部長職の支給額を見ると、500人以上の企業では平均年齢51.4歳で71万円、100人以上500人未満では52.7歳で約54万円、100人未満では53.1歳で49万円となっております。つまり、給与水準の高い大企業のサンプル数を多くすれば当然に比較となる民間企業が上がることになるわけであります。このため今のサンプル抽出で民間の給与実態の把握が適切に行われていると言えないという質問をさせていただきましたが、これに対して人事委員会の答弁は、現在、国家公務員、地方公務員全体でこの数字でやっていると、私の言ったような声によって配分なども全国的に変わってくるものと認識しているということでありましたが、こういった考え方ではいつまでたっても適正な給与の勧告とならないのではないかと考えます。

全国一律による枠組みでサンプル抽出することも、他県との比較として有効な面 はあるかもしれませんが、個々の地域ごとに特性があるはずであります。東京都と 地方の県では大きく違うはずであり、個々の地域で違って当たり前であるというふうに思います。地方分権の時代でもあり、広島県の人事委員会として地域実態を踏まえ、県独自の考え方によりサンプル抽出し、適正な給与を導き出すという取り組みをすべきではないか、そういうふうに私は思いますが、この民間給与の算定方法について見直す考えはあるのかないのか、人事委員会事務局長に伺います。

○答弁(人事委員会事務局長) 本委員会では国、広島市と共同して民間給与の実態調査を実施しております。個別審査の折に御説明の言葉が足りなかったのですが、調査はサンプル調査で、調査事業所の選定では県内の民間事業所の実態を踏まえて、企業規模ごとのバランスをとってそれぞれ2割程度の事業所を無作為に抽出して調査いたします。

次に、その集計に当たりましては、2割程度の抽出調査によって得られたデータを10割に割り戻してそれぞれの企業規模ごとの調査対象事業所、すべての給与の実態を統計的手法にのっとりできるだけ正確に推定するという手法になっております。その結果、現在調査対象としております県内の50人以上規模の事業所の給与の状況をほぼ踏まえた結果となっていると考えております。

したがいまして、現在の調査方法は各県の民間事業所の実態もこのように一定程度反映できていると考えられることや、全国で統一された客観的な調査方法であることのメリットもございますので、合理的な方法ではないかと認識しておりますが、今後とも一層、県民の皆様の信頼を得られる調査の実施に努めてまいりたいと考えております。

○質疑(砂原委員) 見直さないというのはわかりました。

次に、財政健全化に向けた人件費の削減について伺います。

現在、広島県では平成18年度に策定した財政健全化に向けた新たな具体化方策に 取り組んでおります。平成19年度はその実施初年度でありました。この新たな具体 化方策では、平成21年度までの3年間で390億円の財源不足を解消することを目標と して計画されており、そのうち139億円という最も大きな額で目標を掲げているのが 人件費の抑制であります。

そこで、この人件費に注目してみると、平成19年度は県立大学の独立行政法人化に伴って人件費が区分上補助費になったものを除いていくと11億円しか実質減少しておりません。部局別審査でも質問しましたけれども、振り返って平成15年度から性質別分類で人件費の決算額を追っていきますと、平成15年度が3,327億円、16年度が3,245億円、17年度が3,186億円、18年度が3,197億円、今回が3,147億円となっております。実質15年度と比較したら140億円しか減少していないわけであります。

当局の答弁では職員数の削減を進めて、それなりに成果は上がったというふうに 言われておりますが、確かに調べてみたら知事部局は大きく職員の削減が進んでお ります。しかし、ウエートの大きい教員は法令で制約があり、削減が余り進んでい ない。また、警察官は逆に増員になっております。警察官の増員は治安維持のため ということで政策的に行われており、人件費の削減ということにはつながらないと考えております。つまり、人件費の大部分を占める部分については制度的な制約が大きく、人員削減によって人件費の減を今後大きく進めていくことには限界があると言わざるを得ないのではないかと考えます。

こうしたことを考えると、人件費総額を抑制するためには給与単価そのものを減額しない限り、財政再建はあり得ないのではないかと考えますが、総務局長、いかがでしょうか。

○答弁(総務局長) 早期に財源不足額を解消し、弾力的で持続可能な財政構造の構築というものを図っていくためには、後年度までその効果が持続する対策を行っていく必要があるだろうと考えております。そこで、人件費関連でいろいろ御指摘がございましたが、現在、県がとっております給与抑制措置でございますけれども、これは人事委員会勧告制度のもとで本来支給されるべき給与水準というのが一たん示されて、その示されたレベルから時限的な措置として抑制を図っているというものでございまして、どうしてもその効果は一時的なものとならざるを得ません。

したがいまして、先ほど申しましたように、後年度まで効果が持続して、財政構造をしっかり変えていくという体質改善を図っていくという意味では、効果が継続する職員数の削減などの取り組みなども、これは地道に行っていくことをあわせて考えざるを得ないというふうに私どもとしては考えております。

- ○質疑(砂原委員) 国による地方交付税の大幅な削減が地方財政を疲弊させているという考えには私も同感であります。しかしながら、国の責任だけに終始していたのでは何も進まないし、いつまでたってもこの状況は改善しないというふうに思います。県としてでき得る限りのことはみずからの責任として行っていかなければ、国も県民もだれも理解してくれないのではないでしょうか。先ほど質問した県の人事委員会勧告も国の基準に沿ってきちんとやっていますということでありますが、それでは何も期待できないのではないかというふうに思います。このままでは1人当たりの給与単価を抑える大胆な給与カットや昇給延伸などに頼るしかなくなってくるのではないかというふうに危惧しております。財政再建に向けた考え方について、知事の御所見を伺います。
- ○答弁(知事) 財源不足額を早期に解消し、弾力的で持続可能な財政構造の構築を図るためには、後年度まで効果が持続する財政健全化の取り組みを着実に実施していくという取り組みが不可欠でございます。このため、人件費の抑制といたしましては、現在、具体化方策に沿って給与抑制措置などに取り組むとともに、財政構造の改革につながる職員数の計画的な削減にも着実に取り組んでいるところでございます。あわせて、公共事業の計画的縮減や徹底的な事務事業の見直しを行うなど、歳出歳入全般にわたる見直しに計画的に取り組み、あらゆる手段を通じた財政健全化の取り組みを進めているところでございます。

引き続き、この具体化方策に定める財政健全化対策を着実に実施し、早期に健全

化が実現できますよう全力で取り組んでまいる所存でございます。

- ○意見(砂原委員) 県の予算執行及び県のこれからの予算編成というのは、究極は県 勢発展と県民福祉の向上であります。そういったことを我々議会も真摯にもう一度 見直して、次の予算編成についてもしっかりと行政サイドから出てきたものをチェ ックするだけの機能を果たせるようになっていかなければいけないと、今回の決算 を審査してみて痛感しております。県勢発展のために、また県民福祉の向上のため にお互いに一生懸命予算の執行ということについては見ていかなければいけないと いうことを痛感しました。
- ○質疑(中本委員) まず、広島港の振興についてお伺いいたします。

平成17年に広島-釜山間の国際定期フェリーが運休して以来、国際フェリーポートという立派な看板を掲げながらフェリーポートが遊んでいる状態が今までずっと続いていたわけでございますが、本年の7月になりまして世昌海運株式会社というところが広島-釜山間の海上旅客運送事業に係る免許を取得したという報告がありまして、また年内には就航したいとの意向があるという報告を受けまして、私自身も、ああ、これでやっと活用されるめどが立ったということで大変期待をしていたわけですけれども、その後、このことについての動きが全く見えてこないのが現状であります。

そこで、確かに免許を申請する際にはとりあえず船舶の確保が必要であったために、以前のウンハと同様に古い船舶を確保しているとの説明はいただいております。しかし、現実に就航することとなると、内装やエンジン等の整備、あるいは新しい船舶の確保が必要であるというふうに思いますが、現在、世昌海運は就航に向けてどのように具体的な動きをしているのか、そのことについて説明をいただきたいと思います。

○答弁(土木局長) 世昌海運株式会社によれば、本年7月の免許取得以降、就航予定 船舶として売買仮契約を締結していたデーロン号について、船舶所有者と本契約を 締結すべく交渉を続けていたとのことでございます。

しかしながら、10月末、世昌海運株式会社から価格面での合意が得られなかったため、デーロン号の売買仮契約を解消し、新たな船舶の手配を行っているとの報告を免許庁である大韓民国国土海洋部に対し行ったと、連絡を受けたところでございます。その後、世昌海運株式会社から本県の国際フェリーポートで受け入れ可能な船舶の手配を終えた、あるいは交渉中であるとの報告はございません。

○質疑(中本委員) 今、私の耳にはちょっと信じられない言葉が聞こえたのですけれども、新聞とかいろいろな報道、また実際私も説明を受けましたが、10月末ごろにはこの釜山-広島間のフェリーが再開できるという報道も耳にしておりますし、またデーロンという船をもう取得する直前であるというところまで聞いていたのです。今の説明ですと、それが今はもう話が全く白紙になったというふうに、私には聞こえたのですが、それで間違いありませんか。

- ○答弁(土木局長) 私どもが受けております報告は、デーロン号の売買仮契約を解消して新たな船舶の手配を行っているという報告を免許庁であります大韓民国国土海洋部に対して行っているという連絡を受けているわけでございます。したがいまして、このデーロン号の売買仮契約については解消したということだと認識いたしております。
- ○質疑(中本委員) 今、報告を受けているというように答弁されましたけれども、やはり県と向こうがいろいろと話をしているのですから、その話の中でそうなっているのです。だから、報告を受けてそれをそのままというのではだめだと思うのです。それと、10月には就航ということで、今まさに時はウォン安ではないですか。ウォン安のこの時期に釜山の航路が再開するということで期待していたのですが、今初めてここでできないということを言われました。今まで委員会とかいろいろな場面での説明はなかったと思うのです。なぜそういったことをもっと早く公にしなかったのかということを私は大変疑問に思い、本当に残念です。

それで、価格面での合意が得られなかったということでありますが、詳しくはど ういったことなのでしょうか。

- ○答弁(土木局長) これも世昌海運株式会社からの報告でございますけれども、デーロン号につきましては、接岸用の設備や内外装の整備に多くの費用を要するため、 購入価格を抑えるよう交渉を続けていたが、合意に至らなかったということでございます。
- ○質疑(中本委員) それで、新たな船舶を手配するということですが、その見込みは どのようになっているのでしょうか。
- ○答弁(土木局長) 新たな船舶の確保につきましては、現在の国際フェリーポートで受け入れ可能な規模の船舶の手配を行っていると聞いておりますが、先ほども申し上げましたとおり、世昌海運株式会社からの報告はございません。

今般の世界的な景気の後退、ウォン安などの影響が懸念される中ではありますが、 引き続き就航に向け県といたしましてもできるだけの協力をしていきたいと考えて おります。

○質疑(中本委員) 土木局長、ウンハが就航していたときも、何とかごまかしごまかしでもやっていたものが、途中で船のエンジンがおかしくなって運休して、それからそのままずるずると航路廃止になったのです。その後、大分時を経て興亜海運がまたその事業免許を得て船を探していると、そこでまたずっと時間を費やして、それも結局だめでした。今度はやっと世昌海運が船を探して免許も取って、デーロンという船も見つけて、まさにやるぞというときに、また今言ったように、その船の取得を断念してまた新たな船を探しているという今の説明は、全くもって詰めが甘いと言われても仕方ないのではないかと私は思います。

やはり日本の中の航路ではありませんので、国際航路ということになると相手方は外国人ですから、言葉も習慣も風習も全部いろいろなことが違うのです。だから、

もしかしたらその世昌海運の考え方、約束していることが日本人の我々の常識とはまた違った感覚での約束かもわからない。とらえ方によってまたいろいろなことが違ってくると思うのです。だからやはり、向こうから報告を受けましたではなしに、お互い協議しているのですから、ではどうしてくれるのかということを、具体的なことも言わなくてはいけないと思いますし、この航路の再開については10数億円かけて国際フェリーポートをつくって、長年ずっと遊んでいるわけですから、やはり県民の関心が非常にあることなのです。そういったことがありますので、私はこうなった以上、県としてある程度期限を切った対応というものも必要ではないかと思いますし、世昌海運からの報告を待つだけではなくて、こちらの方から例えば向こう側に対していつ何どきまでに船舶を確保してくれるのか、これができなかったら次どうしてくれるのかというところまで詰めないと、何回も同じことの繰り返しになると思うのですが、そういった要望を今後していく予定はありますか。

- ○答弁(土木局長) 先ほども申しましたが、非常に不景気で、経済も後退時期を迎え ておりますけれども、引き続き就航に向けて県としてもできるだけしっかり相手側 と話をして協力をしていきたいと考えております。
- ○要望・質疑(中本委員) 本当に話にならないというか、もう何回も同じことですから、これ以上言っても仕方ありませんけれども、今後はぜひともこの世昌海運が一刻も早く船を探して、その航路が再開できるように県としても最大限の努力をしてもらいたいと思います。

あわせて、今後の方針としてお聞きしたいのですけれども、広島国際フェリーポートという名前をつけておきながら、具体的な定期便、例えば国際ですから、韓国だけではなく台湾航路だっていいと思うのです。これは別に韓国専用のフェリーポートではないですから、もっとロングのアメリカ方面であるとか、東南アジア方面であるとか、いろいろな航路のことも考えていかないといけないと思います。そういったことを、県がやっていると聞いたことが今まで余りないのですけれども、韓国だけではなくよそに対する国際定期便なりそういったもののポートセールスは今、県としてやっておられるのかどうか、今後をどのようにお考えなのかをお伺いしたいと思います。

○答弁(土木局長) 我が国におきます国際フェリー航路の状況を見ますと、国内の5港と韓国、中国、ロシアとの間で9航路が運航されております。広島港では現在、韓国、中国、東南アジア等との間の国際定期コンテナ航路が週16便就航いたしておりますが、輸送の迅速性や定時性の点でよりすぐれているフェリー輸送による航路についても重要であると認識しております。

当面は、既に免許が取得されております韓国航路に関する取り組みを進めていき たいと考えておりまして、ここでの実績を踏まえた上でさらなる航路の拡充につい ても検討してまいりたいと考えております。

○要望・質疑(中本委員) これもまた余りしつこく言ってもしようがないのですけれ

ども、やはり並行してやってもらいたい。本当に何回も言いますけれども、韓国だけの国際フェリーポートではないのですから、そこらも考えていただきたいと思います。

そして次に、広島港におけるコンテナ貨物の取り扱いについてもお伺いしておきたいのですけれども、本年度からさらなる広域的な積み荷の充実を図るために、内航フィーダー航路への支援を新規に始められたというふうに私は記憶しているのですけれども、現段階で新たな積み荷の増大につながるような効果が出ているのかどうか、また、今後の取り組みについてどのような考えを持っておられるのか、お伺いしたいと思います。

○答弁(土木局長) 広島港が中国四国地方で唯一の中核国際港湾としてその中枢性を 高めるためには、県外の輸出入貨物を広島港に集約するための取り組みを進めるこ とが重要と考えております。このため県外の港から貨物を内航船で集め、広島港に 集約し輸出入する、いわゆる内航フィーダー輸送による広域集荷の取り組みに対す る支援制度を本年度より設けたところでございます。

最近になりまして、こうした内航フィーダー輸送にかかわる取扱量の増加や、他 港から広島港へのシフトの動きが出てくるなど、広域集荷の取り組みの効果があら われつつあります。今後とも、広域集荷の一層の促進を図ることにより、中国四国 地方の国際物流拠点としての広島港の中枢性を高め、広島県経済のさらなる発展に 寄与してまいりたいと考えております。

○要望・質疑(中本委員) わかりました。このフェリーポート、そしてコンテナター ミナルもそうなのですけれども、国際という名前を掲げた以上はその実態が伴うよ うに海外との積極的な物や旅客の出入りが起こるようにポートセールスをしていた だきたいと思いますし、今後はもっと積極的にそういったことにチャレンジをして いただきたいと思います。

それでは、次の質問をさせていただきたいと思いますが、広島高速道路の整備についてであります。

広島高速2号線の府中仁保道路、そして広島高速3号線の広島南道路はようやくピアが立って、いよいよ都市高速の姿を見せ始めたということで、私も肌身に感じますし、また改めてこの道路の整備はどうなっているのかというのが本当に今から心配になってくるところであります。特に2号線のことなのですけれども、2号線は21年度に開通する予定と聞いておりますが、それが今のところ予定どおりに完成できるのかどうか、今後の見通しも含めてお伺いしたいと思います。

○答弁(知事) 将来の道州制を見据えまして、広島都市圏の高次都市機能の強化を図るためには、都市圏の骨格を形成する幹線道路網の整備が必要不可欠であり、このため広島高速道路の早期整備に鋭意取り組んでいるところでございます。

広島高速2号線につきましては、現在、全区間において工事を促進しており、平成21年度の完成を目指して事業の進捗を図っております。また、3号線につきまし

ては、宇品から吉島までの区間において用地取得を完了し、高速2号線同様、平成21年度の完成を目指して工事を全面的に展開いたしております。残る吉島から観音までの区間において用地取得及び一部工事を実施しており、広島市が公共事業で行う太田川放水路渡河部とあわせて平成25年度完成を目指して鋭意事業を推進いたしております。今後とも全線の早期完成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

- ○質疑(中本委員) これらの道路が計画どおりに開通して、今まで単独で機能しておりました高速1号線、2号線、3号線が一つの道路網としてつながって、また、山陽自動車道と連結することによるネットワーク化の効果がどれぐらい出るのか、例えば、物流の効率化や広島都市圏の交通事情の改善、特に今、新球場がもうできますので、その市民球場の周辺においてはどのような効果があるのか、また、それをどのようにとらえているのか、お伺いしたいと思います。
- ○答弁(土木局長) 広島高速道路はおのおのの路線が接続されて道路網として機能することにより、今まで以上に広島都市圏の交通事情の改善に効果を発揮することが 期待されております。

例えば、広島港出島地区と山陽自動車道広島東インターチェンジまでの所要時間で比較しますと、ネットワーク化により現在では約39分要しているのが21分短縮されて約18分となり、貨物コンテナ輸送の高速性、定時性の確保など、物流の効率化に寄与することとなります。また、新球場周辺におきましても高速2号線が完成することにより、JRに分断された地域が結ばれ、広島都市圏の南北方向からのアクセス性が大きく向上することとなります。

- ○質疑(中本委員) 最後に、高速5号線は地元の説明・交渉が長引いているようでありますが、現在の地元への説明状況はどうなのか、今後の見通しをどのように考えておられるのかについてお答えいただきたいと思います。
- ○答弁(土木局長) 高速5号線のトンネル区間の整備に当たり、これまで広島高速道路公社により事業の説明を行ってまいりましたが、トンネル工事による地表面の沈下や周辺地域への影響などについて地元住民に不安があることから、事業に対する理解が得られていない状況でございます。

このため、学識経験者による検討委員会を設置し、トンネル工事による周辺地域への影響などについて検討を行い、その結果を地元住民へ説明してまいりたいと考えております。現在、県としても広島市や広島高速道路公社と連携して、地元住民の代表とこの委員会の設置に向けた協議を行っているところであり、できるだけ早期に設置、開催できるよう調整に努めてまいります。

○要望・質疑(中本委員) いずれにしましても、この広島高速各線が順調に予定どおりに運びますように努力をしていただきたいと思います。

次の質問ですが、広島駅周辺の再開発についてお伺いしたいと思います。

本県の中枢拠点性向上に不可欠である広島駅周辺の再開発は、広島駅北口の若草

町地区の再開発事業がもう既に着工しておりますし、平成21年度末の竣工予定ということで具体的な動きが見えてきておりますが、その一方で、駅の表側、南口のBブロック、Cブロック再開発事業、また広島駅北口の二葉の里まちづくり事業については全く具体的な動きが見えてこないのが現状であります。

そこで、それらの今見えてきていない再開発について、県としてはどのように思っておられるのか、対応しておられるのかをお伺いしたいと思います。

○答弁(都市局長) 広島駅周辺におきましては中枢拠点性の強化に向けてさまざまな 取り組みが行われております。Bブロックにつきましては、広島市におきまして、 ことし3月に高度利用を図るための都市計画決定の変更がなされ、現在、市街地再 開発組合では基本設計のための作業を進めるなど、事業着手に向けて鋭意努力をさ れております。また、Cブロックにつきましては、今月開催されました準備組合の 臨時総会において基本計画案が示され、来年度には権利者との合意形成が図られる よう調整が進められていると伺っております。さらに、二葉の里地区につきまして は、ことし3月に公表いたしました基本計画の実現に向け、引き続き中国財務局、 広島市、JR西日本、県の4者で構成するまちづくり推進協議会におきまして合意 形成を図りながら、土地区画整理事業や地区計画を具体化するための検討協議を進めているところでございます。

県といたしましては、広島駅周辺の都市機能の強化に向けて引き続き関係機関と の連携協力を図ってまいりたいと考えております。

- ○要望(中本委員) 道州制を視野に入れた場合に、この駅周辺の再開発は絶対に必要でありますので、これは広島市がやることだからということではなくて、県も積極的に協力して推進をしていただきたいと思います。
- ○質疑(蒲原委員) 平成15年の地方自治法改正により自治体あるいは公益法人などに限られていた公的施設の管理に民間事業者も参入ができるようになりました。平成17年に広島県にも指定管理者制度が導入され、現在152施設に導入されております。今年度で3年の契約が切れますから、次の指定管理者の公募が今始まっております。そういう中で先般、新聞記事を見て驚いたのですが、これは教育委員会の所管ですが、県立総合体育館の指定管理者募集要項で、3年前に県が提示した管理費は年間3億6,200万円だったのですが、今回は何と1億4,700万円と6割も減額になっているということなのです。コメントが出ていましたけれども、今回応募して、何とか指定管理者になろうとしていた東京の民間企業は、これは余りにも低い金額なので参入をあきらめたというふうにありました。県が来年度からの再指定に向けて9月に公募した6施設はいずれも自治体や国が出資する現在の指定管理者のみで、全く民間の参入がないという状況だそうです。3年前に公募したときは20団体ぐらい民間企業の参入があったときと比べたら、もう雲泥の差です。

今回、応募を見送った団体の大半が、余りにも管理費が低く、3年前の半額にまで絞り込まれていることを指摘されています。いろいろ理由はあるのでしょうが、

こういう理由も一つなのでしょう。例えば、県立総合体育館は教育事業団ですが、 これは公益法人ですから、いわゆる市の事業所税が免除されるそうです。民間は免 除されない。ですから、口では民間の事業参入に門戸を開くと言っておきながら、 もう既にそういうところで民間にはハンディがありますから、言ってみれば、てい よく門前払いをしているのではないかと民間事業者からは見られているわけです。

これは、公募しても実際には民間企業が参入できないような管理費を算出しているということですが、どうして6割も激減するのか、お聞きしたいのです。これはちょっと普通では考えられない。松田総務局長のコメントが新聞に出ていました。いいことを言っているのです。低コストでサービスを維持向上させるのがこの制度の目的だとおっしゃっているのです。こんなきれいごとが通用するのかと、そういう率直な気持ちがするのです。

私は、教育事業団が管理している県立総合体育館の常勤のプロパー職員の賃金を少し調べてみました。常勤のプロパーは10人いらっしゃるのです。平均年齢が50歳で、平成17年度、指定管理者制度が導入される前のプロパーの平均年収は774万円余りなのです。ところが、18年度に指定管理者制度が導入されて、この常勤のプロパーは3名ほどふえて、13名になっています。13名の平均年齢は41歳と年齢も若くなっていますけれども、平均年収は何と355万円余りに下がっているのです。前の年度の半額以下に激減しています。これは19年度もずっとそれで推移しています。だから、恐らくこの指定管理者制度というのは、官僚がいろいろ悪知恵を出してつくったのだと思いますけれども、何だかんだ格好のいいことを言っていますけれども、結局、労働者を安く使うという目的のために、やったのではないか。こういうものを導入して、そこで働く労働者の賃金をどんどん下げればいいということなのです。サービスを向上するとか、そのようなきれいごとを言っていますけれども、そんな気持ちにはどうしてもならないのです。

そこで、名指しで申しわけないのですが、教育事業団というのは教育委員会ですから、なぜ半額ぐらいでできるようになったのかということを少し説明してください。

○答弁(教育長) 2つのポイントで説明させていただきます。

最初に、17年度のことでございますが、教育事業団はそれまで県の総合グランドと三次公園の委託を受けておりましたが、指定管理者制度になったときに、手を挙げたのですけれども、とれませんでした。そこで、職員の理解を得て、給与体系を見直して、翌年度に行われる県立総合体育館をとろうと努力されたということがスタートになっております。

そして、18年度から行われました県立総合体育館の指定管理者制度に当たりましては、私どもはそれまでの委託が、先ほど御指摘のように、年平均3億6,200万円を設定していたものですから、そのとおりの予定額を出したわけですが、そのような17年度の経過がございますことも踏まえて、公募の結果、年平均1億4,700万円の提

案が選定されて、教育事業団が指定管理者となりまして、平成18年度から現在まで適切に施設管理を行ってきているところでございます。そして、今回の公募で示した管理費用基準額は、平成20年度の契約価格をベースに、過去2年間の管理経費や利用料金収入の実績などを踏まえて、前回の提案の年平均額とほぼ同額を設定したものでございます。

- ○質疑(蒲原委員) よくわからないですけれども、管理費の中身はかなり人件費が切り込まれているのではないかという懸念を持つのですが、その点はどうですか。
- ○答弁(教育長) 先ほど申しましたような事情が17年度にございましたので、おっしゃるとおり、人件費、給与体系を見直して下げて、18年度から応募して、それで選定が得られたということでございます。
- ○質疑(蒲原委員) 今度、指定管理者制度になったらあなたの賃金をこうしますと、 例えば30%カット、50%カットですという話し合いをされて、プロパーの人の賃金 がそのようになったのでしょうか。
- ○答弁(教育長) 17年度までの給与体系では、指定管理者の指定を受ける提案額を出せないということで職員に説明し、納得を得た上でそういうふうに給与体系を変えたと聞いております。
- ○質疑(蒲原委員) 今の話を聞きますと、例えば県の職員だって、3.75%の賃金カットということで、それはもう大変な犠牲をお願いするわけでしょう。これはどう考えましても、17年度までと比べて、半額になるのではないかと思います。これは何%ですか、はっきりと教えてください。
- ○答弁(教育長) 先ほど年平均の額をおっしゃったわけですけれども、大体その額で私どもは掌握しておりますが、そのうち、ずっと勤務していただいている方13人のうちの7人で年間大体450万円、そして6人が任期つきにさせていただいておりますけれども、この方が237万円ということで、平均しますと350万円となりますけれども、常勤的に継続している人は450万円ということでございますから、6割ぐらいではないかと思っています。
- ○質疑(蒲原委員) というふうに、これは大変なダウンなのです。しかも、これは教育事業団だけではないのです。指定管理者制度というのはそういう目的を持って導入されたのではないかと勘ぐられてもおかしくないぐらいのひどいことをしているわけです。今日、地方分権が叫ばれて、これは国がそういう法律をつくったから、もっと主体性を持ってやればいいという、そんな安易な考え方でどんどん労働者を苦しめるという考え方は、非常に寂しいと思うのです。少なくとも、そこで働く労働者に対して、組織や社会というのはもっと温かく対応していく必要があると思うのです。そうでないと、地域の活力や組織の活力というのは出てこないと思うのです。賃金は、平均したら、今までの6割ということで、これは、余りにも気の毒です。これからも、こういうやり方をしていたら、恐らくもう民間参入者はありません。本来、この指定管理者制度が導入された趣旨から言えば、構造改革の中でどん

どん民間へ仕事をやらせたらいいではないかということでつくったわけですから、 そこからも大きく逸脱するように思います。

いずれにしても、この管理費をどう算出するかということについて、とにかく安ければいいという発想はいかがなものかと思うのです。このようなやり方でいいのでしょうか。指定管理者制度というのは労働者の賃金を今までの6割にしているのです。行政がそのようなことを平気でやっているのですから、これはやはりもっと改めて、対応をしてもらいたいと思います。最後に、知事はどう考えているのか、少し聞かせてください。

- ○答弁(知事) 教育事業団におかれては、従来の公務員の賃金テーブルのままの賃金 体系では、民間事業者と競争できないということから、恐らく是が非でも県立総合 体育館の指定管理を得るべく、その賃金体系を見直して競争力を発揮された、その 結果として指定管理者として指定されたということではないかと思っています。た だ、委員がおっしゃるとおり、何でもかんでも人件費を切ればいいというものでは ないということは私自身も同感であります。
- ○意見(蒲原委員) 知事もおっしゃったように、その点はぜひ真摯に受けとめていただいて、もう少し働く人を大切にしていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。
- ○質疑(髙橋副委員長) 初めに、アスベスト対策についてお尋ねいたします。 まず1点目は、アスベストにかかわる検査及び調査内容についてであります。

先日、厚生労働省からアスベストによる健康被害により、平成19年度までに労災 認定を受けた事業所が公表されました。非公表となったものを含め、全国で951事業 所となっており、業種別では建設業や船舶、自動車などの製造業が大半を占めてお ります。

広島県では、29事業所、労災時効の救済認定を含み、認定件数は118を数え、造船や機械などの事業所が多いことから、今後さらなる被害の拡大が懸念されております。こうした被害は、過去に石綿を吸ったことに起因しているものと思われますが、今後、同様の被害を来すことのないよう、アスベストを取り扱う現場などに対し、厳しい監視の目が向けられる必要があります。

本県では、建築物解体現場等への立入検査やアスベストにかかわる大気環境モニタリング調査を実施され、高い濃度のアスベストの飛散は見受けられなかったとのことでありますが、どのような調査を行われているのか、また、その調査は必要十分なものなのか、まずお伺いいたします。

○答弁(環境県民局長) アスベストを使用している建築物の解体、改造及び補修に当たりましては、大気汚染防止法に基づきまして、事前に特定粉じん排出等の作業届け出が義務づけられております。昨年度の県の管轄分につきましては、届け出件数126件に対しまして、規模の大きいものから優先的に63件の施設の立入検査を実施いたしました。そのうち、解体作業を中心に22カ所の施設について、周辺の大気環境

を測定し、飛散防止措置が着実に講じられていることを確認いたしております。

また、自動車のブレーキ部品からアスベストが発生するおそれのあります幹線道路やアスベスト廃棄物を取り扱う廃棄物関係処理施設の周辺で環境調査を実施するとともに、一般の大気環境調査として、工業地域、都市地域及び農村地域の定点調査を実施してまいりました。

その結果、いずれの調査地点においても、健康被害を与えるおそれのない濃度であり、確認調査といたしましては妥当なものであると考えております。

○質疑(髙橋副委員長) 次に、今後の取り組みについてお伺いいたします。

過去にアスベストを用いて建築された建物の耐用年数が到来し、今後、建物の解体、改修工事が本格化するものと見込まれております。こうした解体の現場のみならず、運搬や処分場も含め、今後さらに一層アスベストの飛散防止に向けた監視・指導を強化していかなければなりません。

一方、本県は行財政改革の一環として、組織のスリム化や財政健全化の集中的取り組みの真っただ中にあり、監視・指導体制の面や財源措置の面において適切な対策が講じられるのか、懸念しております。

そこで、健康被害に悩まされる人が新たに生じることのないよう、今後どのよう にアスベスト対策を講じていかれるのか、知事にお伺いいたします。

- ○答弁(知事) 大気汚染防止法に定める作業基準の遵守の徹底を図るため、今後は取り組みを強化し、特定粉じん排出等の作業届け出があったものにつきましては、原則として立入検査を実施したいと考えております。また、アスベストにかかわる大気環境調査につきましては、今後も現在の調査を継続して実施するとともに、アスベスト廃棄物の運搬や処分場につきましても、引き続き処理基準の遵守状況の監視・指導を徹底してまいりたいと考えております。
- ○要望・質疑(髙橋副委員長) しっかりとお願いいたします。

次に、広島空港の機能強化についてお伺いいたします。

1点目は、国際線の休止及び減便の要因についてであります。

これまで広島空港では、滑走路の3,000メートル化や霧による欠航を解消するための高度計器着陸施設 CAT-III a の整備など、多額の財政支出を伴う基盤整備が進められてきました。

また、積極的なエアポートセールスが実り、現在、ソウル、大連、北京、上海、台北、バンコク、グアムの7つの国際定期便を運航しております。国際線の路線数や運航便数は北海道の新千歳と肩を並べる規模となるなど、中四国地方の拠点空港として重要な役割を担っております。しかしながら、就航間もなく香港線が9月から運休したのを初め、バンコク線も10月から減便となるなど、拠点空港としての機能が低下しつつあり、国際社会において、日本における広島県の位置づけが低下しているように思えてなりません。

そこで、まず、国際線の休止、減便の要因についてどのように分析しているのか、

お伺いいたします。

○答弁(土木局長) 地方空港の国際線におきましては、昨年導入されましたオープンスカイ政策により、路線の開設・廃止が原則的に自由化され、空港間、航空会社間の競争が激化しております。また、昨年来の燃油高騰による運航コストの増加や燃油サーチャージ料金の値上がりなどに加え、景気の減速、さらには中国の食の安全問題等により海外旅行事業が急速に減退したことから、航空会社の経営環境が厳しさを増しているところです。

こうした状況の中で、ことし10月の広島-バンコク線の減便につきましては、運航する航空会社において日本路線の見直しが行われ、本路線も減便されたものと認識しております。その結果、現在、広島-バンコク線が同社唯一の日本路線として残ることとなっております。

一方、広島-香港線につきましては、本年5月に就航し導入されましたが、運航する航空会社の経営陣の一新に伴い、経営方針が変更されたことによって休止されたものでございまして、極めてまれなケースであったと考えております。

○質疑(髙橋副委員長) 次に、国際定期路線の利便性の向上についてお伺いをいたします。

国際定期路線の拡充を図るため、これまで本県では送迎バス等の借り上げ経費の 助成や海外旅行商品の造成支援などに取り組んできたところであります。また、本 年8月から台湾線のデイリー運航の安定化を図るため、運航経費等の助成を行うこ ととしており、一定の効果は得られているものと考えます。

しかしながら、北京やソウル便などの一部の路線では、広島空港を昼過ぎに出発 し、また帰りの便も朝方に出発することから、旅行先の行動時間が制約される面が あります。今後、安定的に利用するためには、運航ダイヤを改善するための取り組 みが必要なのではないでしょうか。

15周年の節目を迎えた広島空港のさらなる機能強化を期待するものでありますが、 これまでの投資を無駄にすることのないよう、今後、広島空港の国際定期路線の利 便性をどう高めていくのか、知事にお伺いいたします。

○答弁(知事) 広島空港の国際路線につきましては、世界各地との路線を有する国際 ハブ空港とのアクセスを強化し、強固なネットワークを形成することにより、中四 国地方のグローバルゲートウエーを目指すことといたしております。

このため、多方面かつ多頻度の路線展開に向けたエアポートセールスや中四国全域からの広域集客による利用の拡大などにより路線の充実に取り組むとともに、運航ダイヤの改善や空港アクセス機能の強化などにより、県内外の利用者の利便性の向上に努めているところでございます。

その結果、広島空港の利用者に占める山陰や四国在住の方々の割合も増加傾向に あり、利用圏域の拡大が見られております。

また、ソウル線につきましては、今回、運航ダイヤの改善が実現することとなり、

来年1月からは日曜日に限りソウルからの出発時間が現在の午前9時40分から午後2時に変更されることとなりました。このことにより、週末を利用して韓国を訪問される方々の利便性が高まるものと考えております。

今後とも広域国際交流圏における交流・連携を支える基本的なインフラとしての 広島空港のグローバルゲートウエー機能の強化に一層努めてまいりたいと考えてお ります。

○要望・質疑(髙橋副委員長) ぜひとも投資が無駄にならないように、よろしくお願いいたします。

次に、いじめや不登校対策についてお尋ねをいたします。

一昨年の平成18年、全国的にいじめにより児童生徒がみずから命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生するなど、いじめが社会的に大きな問題となりました。 昨今は、携帯電話やインターネット上のブログを通じたいじめの問題なども起こっており、いじめの手法が多様化し、陰湿さも増しているのではないかと懸念しております。また、不登校に関してもさまざまな要因が背景にあると思いますが、例えばいじめが不登校につながっているケースや家庭の事情などから生じているものが最近はふえているのではないかと思われます。

そこで、まず、いじめの件数や不登校の児童生徒数は現在どのような状況なのか、 また、問題を抱える子供等の自立支援事業や不登校児童生徒支援モデル事業などの 取り組みにより、どのような成果が上がっているのか、教育長にお伺いいたします。

○答弁(教育長) 平成19年度におけるいじめの認知件数は、公立の小・中・高等学校 及び特別支援学校の合計で776件、不登校児童生徒数は、公立小・中学校の合計で 3,104人となっており、前年度と比較いたしますと、いじめは8件、不登校は10人減 少しております。

問題を抱える子供などの自立支援事業で指定した7市1町では、暴力行為、いじめ、不登校から課題を選択し、その解決に取り組んでおります。いじめの問題に取り組んだ2市町では、いじめの認知件数が25件と、事業開始前の18年度に比べて半減しております。また、不登校の問題に取り組んだ4市では、不登校児童生徒数が1,837人と、事業開始前の18年度と比べ68人減少しております。不登校児童生徒支援モデル事業で指定した3市では、不登校児童生徒が727人と、事業開始前の17年度に比べ9.8%減少しております。

○質疑(髙橋副委員長) 次は、課題と今後の取り組みについてお伺いいたします。

不登校に関しましては、全国的に見てもまだまだ課題があり、また、いじめの問題に関しましても、現在の社会情勢や子供を取り巻く環境等をかんがみれば、今後より一層の取り組みが必要ではないかと思います。

そこで、教育委員会では、いじめや不登校の現状についてどのように課題を認識 されているのか、また、今後、これらの課題にどのように取り組んでいくのか、教 育長にお伺いいたします。 ○答弁(教育長) 児童生徒1,000人当たりのいじめの認知件数は、本県が2.7件となっており、全国の7.6件よりも低い状況でございますが、近年、携帯電話などを使用して掲示板などに個人の誹謗中傷などを書き込み、いじめに利用するなどの新たな問題も生じております。また、本県の不登校児童生徒数の割合は1.33%で、ピーク時より減少しておりますが、全国平均の1.20%と比較すると0.13ポイント高く、なお本県の大きな課題であると受けとめております。

このため、これまで実施している事業やスクールカウンセラーの配置に加え、今年度から新たに社会福祉などの専門的な知識、技術を用いて、児童生徒や家庭への支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、取り組んでいるところでございます。

また、携帯電話などによるいじめの問題の対応につきましては、教職員向けの指導資料を作成・配付し、各学校を指導したところであり、さらに保護者も参加した携帯電話等に係る啓発活動推進会議を開き、検討を進めているところでございます。引き続き、こうした取り組みにより、課題の解決に努めてまいります。

○要望・質疑(髙橋副委員長) いじめと不登校につきましてはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。特に、数字的に言うと、全国より少なくなったとか、昨年より少なくなったというのはいいのですが、現実にそういう方が1人でも2人でもいらっしゃると、その家庭は本当に悩まれますので、さまざまな施策にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、坂小屋浦線の整備についてお伺いいたします。

まず1点目は、道路整備の方針についてお伺いします。

本県の財源不足額は、今後も引き続き600億円台で推移することが見込まれております。また、国においても道路特定財源の一般財源化が検討されるなど、今後、十分な道路整備財源が確保されるかどうかは極めて不透明な状況にあります。このように道路整備を取り巻く環境が極めて厳しい中、今後の道路整備に際しましては、これまで以上に選択と集中が欠かせません。

そこで、どのような分野に重点化して今後の道路整備を進めていくのか、お伺い いたします。

○答弁(土木局長) 本県の道路整備計画については、厳しい財政状況による公共事業費の削減や市町村合併の進展など、道路事業を取り巻く環境の変化に対応するため、昨年度から改定作業を行っております。今回の整備計画の策定に当たっては、広域交通ネットワークの確立、地域の自立や活力を支える道路の整備、災害に強い道路ネットワークの構築、安心できる道路空間の形成、既存道路の有効活用の5つの施策を柱として位置づけております。

また、こうした柱を踏まえ、事業熟度、施策への貢献度、費用対効果を評価項目とした事業評価を実施し、事業効果の高い箇所を優先的に整備するなど、事業箇所の厳選を図っております。今後とも、さらなる事業の重点化を図りながら、県民の

ニーズにこたえ、必要な道路整備を計画的に進めていくとともに、そのための財源 が安定的に確保されるよう、国等に要請してまいります。

○質疑(髙橋副委員長) それでは、坂小屋浦線の進捗状況と今後の予定についてお伺いします。

国道31号の沿線である平成ケ浜地区では、役場やショッピングセンターなどが立地し、上下線ともに慢性的に渋滞しており、地域住民の利便性を大きく損ねております。

また、今年度、第2期整備が完了した水尻海水浴場付近においても、夏場には広島、呉方面からの車が集中し、著しい渋滞を招いております。このような看過できない状況を背景として、坂町役場付近から小屋浦地区を結ぶ国道31号のバイパスとしての機能を有することとなる一般県道坂小屋浦線の整備には、大きな期待が寄せられているところであります。

平成17年度に事業説明会を行い、既に3年が経過していますが、現在の進捗状況 と今後の予定についてお伺いいたします。

○答弁(土木局長) 県道坂小屋浦線は、坂地区と小屋浦地区を結ぶ坂町の骨格となる 重要な路線でございます。坂地区はJR呉線によって新市街地と既成市街地が分断 されており、また、既成市街地内の道路網が未整備であり、まちづくりに支障を来 していることから、平成ケ浜二丁目から坂西一丁目の間、跨線橋を含む約800メート ルの区間について整備を進めているところでございます。この区間につきましては、 平成13年に都市計画決定を行い、平成14年度に地形測量、平成16年度に実施設計、 また、平成18年度からは用地測量に着手しております。

しかしながら、約800メートルのうち、おおむね200メートルについては地権者の 同意が得られていないことから、地形測量や用地測量が完了していない状況でござ います。今後とも坂町と連携を図り、事業促進に努めてまいります。

○要望(髙橋副委員長) これは坂町の住民にとりましても大変重要で、期待も大きい 大切な道路ですので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

最後に要望しておきます。

国道31号から東部流通団地への進入路が2カ所しかなく、渋滞が慢性化していることから、地元では坂小屋浦線と東部流通団地の接続を求める声が強くありますので、今後もしっかりと検討していただきたいと思います。

○質疑(田川副委員長) 私は、平成19年度主要施策の成果について教育部門を中心に 取り上げさせていただきます。

かつて広島県の教育といいますと、県民から多くの不満が寄せられておりました。 しかし、その是正と教育改革によりまして、広島の教育は変わってまいりました。 着実に成果を上げてまいりまして、学力は向上してまいりましたし、それから運動 能力、体力も向上してまいりました。先ほども出ておりましたけれども、暴力発生 件数等も減ってきたというふうに伺っているわけでございます。教育というのは、 広島県の将来のために非常に大事でございますので、しっかりとした取り組みをお願いしたいということで、残りの20分は教育長、しっかり御答弁をよろしくお願いします。

教育というのは、申し上げるまでもなく、知・徳・体すべてにわたる全人格的なものでありまして、本県でも確かな学力、豊かな心、健やかな体ということを掲げて教育活動に取り組んでいるわけでありますが、まずここでは、小中学校児童生徒の学力の状況について質問をさせていただきます。

平成14年度から小学校5年、中学校2年の全児童生徒を対象にして「基礎・基本」定着状況調査を行ってきていますが、これまで6年間調査を実施してまいりましたすべての教科において、毎年平均通過率がおおむね60%を超え、基礎的、基本的な学習内容はおおむね定着していると考えられます。

一方、課題があることも明らかになっております。主な課題はどういうことなのか、教育長にお伺いしたいと思います。

- ○答弁(教育長) これまでの調査結果から、基礎的、基本的な学習内容はおおむね定着してきておりますが、思考力、表現力を必要とする問題については通過率が低く、 依然として課題があることが明らかになっております。
- ○質疑(田川副委員長) 思考力、表現力に課題があるということはずっと言われてきておりますし、本調査の分析はもうされて、既に傾向は明らかになったというふうに思っております。検証改善委員会で報告書とDVDも19年度は作成されております。それを参考に授業改善をし、本年度の調査結果も出ております。こうしたことから、現場の負担を考えても、そろそろこの「基礎・基本」定着状況調査を2~3年に1回にするなどの見直しをしてはどうかと考えますけれども、教育長の御所見をお伺いします。
- ○答弁(教育長) 本県の「基礎・基本」定着状況調査は、児童生徒の基礎学力の定着 状況を把握し、各学校がそれぞれの課題を明らかにするとともに、各児童生徒に対 する具体的な指導改善につなげていくことを大きなねらいとしております。各学校 においては、調査実施後すぐに採点、分析することにより、一人一人の児童生徒の 指導に生かすとともに、平成14年度から蓄積したデータに基づいて、教科学習や生 活習慣などについての指導改善を進め、着実に成果を上げてきているところでござ います。

また、昨年度から国の調査が始まり、県の調査を受けた小学校5年生及び中学校2年生の児童生徒が翌年度に国の調査を受けることにより、児童生徒の実態を継続的かつ詳細に把握し、指導改善の取り組みに一層生かすことができるようになってきております。県の調査を毎年実施することにより指導のあり方を検証し、授業改善に結びつけるというサイクルを着実に進め、児童生徒の学力のさらなる定着を図ってまいりたいと考えております。

○質疑(田川副委員長) 今お話もありましたように、19年度からは、全国学力・学習

状況調査、いわゆる全国学力テストというものも実施されまして、さらに、私は教育現場の負担、それから子供たちの負担というのが大きくなったのではないかという認識をしているのですけれども、それ以外にも高等学校では、広島県高等学校共通学力テストというのが実施されておりますし、また加えて、それぞれの市町で独自の学力テストが行われているところもあります。全国学力テストがもう実施され始めたということですから、その県独自のテストというのは、教師や子供たちの負担を考えても、抜本的な見直しをしてもよいのではないのかと私は考えております。さて、この「基礎・基本」定着状況調査によって明らかになった課題については、先ほど答弁をいただきましたけれども、この課題克服のために指導方法の改善等をどのように進めてこられたのか、お伺いいたします。

○答弁(教育長) これまでの調査結果を詳細に分析して、本年2月に思考力、表現力の育成を図るための効果的な指導方法や授業の実践例をおさめた報告書及びDVDを作成し、各学校へ送付したところであります。

教育委員会といたしましては、管理職や教務主任の研修会などにおいて、この報告書やDVDを活用し、授業改善などについて具体的に指導を行うとともに、各学校においても、これらを十分に活用した校内研修を進めるよう指導しているところでございます。

○質疑(田川副委員長) 今、お話がありました報告書、それからDVDを活用されるということは大切であろうと思います。それと同時に、私は、既に進めておられますけれども、教育センターでの研修、それから校内での授業研究というのも非常に重要であろうと思うのです。さらに、私は教師の力量アップには、指導主事の役割というのが大きいと考えております。実際に授業を見てもらって、指導方法を改善すること、具体的な研究内容のアドバイスを受けることなど、やはり教師を直接指導する側の力量によって、教師が指導力を向上させることができるのだと考えます。そこで、教師の指導力向上に果たす指導主事の役割について教育長の御所見をお伺いいたします。

あわせて、県内の指導主事の皆さんは、本当に一生懸命頑張っておられますので、 ぜひ励ましの言葉もお願いしたいと思います。

- ○答弁(教育長) 教員の指導力の向上を図る上で、指導主事の果たす役割は極めて大きいものでございます。指導主事は、研究会や研究授業での指導・助言、指導資料の作成などを行うことにより、学校の授業改善が進み、児童生徒の学力の定着・向上に一定の成果を上げていると考えております。今後とも、県と市町の指導主事が力を合わせて、本県教育の充実・発展に取り組んでいくことが重要であると考えております。
- ○質疑(田川副委員長) 本年度は全市町で指導主事が配置され、坂町でも初めて1人 の指導主事が誕生したと伺っておりますけれども、無論それですべての学校、すべ ての教科に対応できるわけではありません。実際に指導主事が全教科そろっていな

い市町では苦慮していると伺っております。それをフォローしているのが教育事務 所の指導主事でありました。我が市の教育委員会の指導主事だけではまだまだ教師 の力量を向上させるには不十分だという声も幾つか聞いております。今、教育事務 所の再編も検討されておりますけれども、ぜひ県教委や教育事務所の指導主事の各 市町への支援を後退させることのないようお願いしたいと思います。

そこで、指導主事の人数を減らすことなく、教育事務所の再編ができるのか、教 育長にお伺いいたします。

○答弁(教育長) 県は、市町の自主性を尊重しつつ、市町間の教育水準に格差が生じないよう、市町の指導体制に応じた支援を行う必要があると考えております。

お尋ねの教育事務所再編後の指導主事の配置数につきましては、こうした観点から現在検討しておりますが、教育事務所を集約することにより、ほぼすべての教科の指導主事を配置することも可能になると考えております。今後とも、教育事務所と本庁、教育センターが一体となって、市町の指導体制に応じた支援の充実に努めてまいります。

○要望・質疑(田川副委員長) 学校の再編・集約によって、多少この距離は出るかも しれませんけれども、ぜひ市町への指導・助言が後退することのないようにお願い をしたいと思います。

さて、望ましい食習慣や食文化の理解、食に関する知識と実践力を培うために、 19年度は学校等において食育の充実を図ってこられました。この19年度の食育の推 進状況についてどのように成果と課題を考えておられるのか、御所見をお伺いいた します。

- ○答弁(教育長) 各学校では、校長のリーダーシップのもと、食育推進者が中心となり、年間指導計画に基づき給食の時間はもとより、家庭科や総合的な学習の時間などにおける食に関する指導の充実が図られてきております。また、教育委員会においても、平成19年度から小中学校の校長や食育推進者を対象とする学校などにおける食育推進者研修を実施するなど、食育推進体制の充実に努めているところであります。このような取り組みにより、毎日朝食をとるなど、きちんとした食生活を送る児童生徒がふえるなど、食育推進の効果があらわれつつありますが、学校における食育推進体制の確立が十分とは言えない状況もあり、一層の充実を図ることが課題であると考えております。
- ○質疑(田川副委員長) 学校現場で給食の管理や子供の食生活に関する教育を行う栄養教諭制度は、学校教育法の改正により17年度からスタートいたしました。本県でも、19年度に食育推進の中核となる栄養教諭を小学校8校、中学校2校に配置を進めてこられました。この10名の栄養教諭の配置がもたらした成果についてどのように総括しておられるのか、教育長にお伺いします。
- ○答弁(教育長) 栄養教諭は、各学校において食育の年間指導計画の作成、担任と連携した授業の実施、児童生徒への個別相談、さらには保護者、地域との連携を図る

など、学校の食育推進の中心的な役割を果たしております。

栄養教諭を配置した学校では、栄養教諭が食に関する専門性を生かし、バランスのよい食事などについて授業で指導することにより、毎日朝御飯を食べる児童や嫌いな食べ物でも我慢して食べる児童の割合が増加傾向にあります。また、食育だよりや食育講演会など、栄養教諭による保護者への働きかけの結果、栄養バランスを考えて食事をつくる家庭の割合も高くなっております。このように、栄養教諭配置の成果については着実にあらわれているものととらえております。

○質疑(田川副委員長) 成果があらわれているということで喜んでおりますけれども、お隣の山口県では、この栄養教諭を配置いたしまして多くの成果を上げておられます。山口県は、本年度から県内の小中学校に配置している栄養教諭を現在の16人から32人に倍増しております。全22市町に少なくとも1人を配置し、県内全域で指導体制を整えたと伺っております。山口県内に栄養教諭が配置されたのは18年度ですけれども、同年度は県内に8人の栄養教諭が配置され、さらに19年度は16人に拡大されたということでございました。その成果というのは、朝食の欠食率が13.1%から8.8%に激減をしたということです。また、給食の残食率が3.3%から0.7%に減少しているモデル校があるなど、この栄養教諭を配置してからの効果が着実に出ていると伺っております。

そこで、本県の栄養教諭の拡充についてどのように検討されているのか、教育長にお伺いいたします。

- ○答弁(教育長) 栄養教諭の配置拡充については、栄養教諭配置校での効果をさらに 詳細に分析するとともに、市町教育委員会の要望などをお聞きしながら検討してま いりたいと考えております。
- ○要望・質疑(田川副委員長) 昨年も栄養教諭の増員については、成果を確認してからというふうな御答弁をお伺いしたような気がいたしますけれども、さらに詳細にということでございますので、しっかり検討をしていただきたいと思います。さきの通常国会で学校給食法が改正されまして、学校給食の目的が栄養改善から食育に大きくかじを切ることになりました。改正法では、栄養教諭の役割を明確にし、食育の指導に当たることになります。さらには、地場農産物を給食に活用し、地域の食文化などの教育を行うよう求めており、教材として学校給食を位置づけております。食育が進むかどうかは栄養教諭の力量に負うところが大きく、その資格者をまずふやすことが必要です。ぜひ今後、拡充に努めていただくことを要望しておきたいと思います。

次に、教員の人員削減計画についてお伺いいたします。

教職員定数については、平成12年の行政システム改革推進計画や平成16年の第二次行政システム改革推進計画で、平成21年度までに約3,300人の教職員を減らすこととされております。平成19年度までで2,600人を削減し、今年度の192人分を加えても約2,800人ということになります。とても計画どおりに進んでいるとは言えない状

況であります。

これは、学校統廃合による削減がうまく進んでいないこと、また、近年、特別支援教育の対象となる子供たちがふえ、小中学校における特別支援学級や特別支援学校の学級数が増加している状況が背景にあると考えます。こうしたことから、21年度までにさらに500人余りの人員削減は厳しい見通しです。教職員の定数は法令により学級数に基づき措置することが基本となっていることなどを考えますと、今後、削減計画どおりにはできない。ということであれば、削減計画そのものを見直し、適切な人員について検討しなければならないのではないかと考えますけれども、教育長の御所見をお伺いいたします。

- ○答弁(教育長) 平成21年度の教職員定数につきましては、現在、児童生徒数の見込みや学校の統廃合予定などを踏まえて検討しているところでございますが、来年度に約500人の定数を削減することは大変難しい状況であると考えております。このため、関係部局と協議しながら、教育環境の維持と定数削減計画の達成との折り合いについてどのようにしていくかということを検討しているところでございます。
- ○意見・質疑(田川副委員長) 現場では教員不足というような看過ができない課題で ございます。年度当初は非常勤教員の確保だけでも苦労しているという校長先生も いらっしゃいます。財政健全化も大切でありますけれども、教育は財政論だけで片 づけてはならないと思います。

次に、不登校対策についてお伺いいたします。

不登校対策につきましては、さまざまな取り組みがなされております。先ほども質問に出ておりましたけれども、スクールカウンセラーなどの専門家を学校に配置しておりますし、学校外の適応指導教室に通っている子供たちもおります。本県は不登校の割合は全国平均よりも高く、下げどまり感があります。改善傾向が見えてこないというのも現実です。最近では家庭環境が厳しくなっており、学校と家庭との連携がとりにくくなっているとも伺っております。しかし、不登校の対策はまず教師だと私は思います。学校の先生にすべてを押しつけるということではなく、先生がどのような対応をするのかということが大切であろうと思います。

そこで、この先生たちの不登校に対する研修をしっかり充実させていただくということ、それからスクールカウンセラーなどの専門家に教員自身がアドバイスを受けることが大事ではないかと思います。ぜひ、きめ細かな対応ができるよう、また個々の児童生徒の状況に応じた指導ができるよう、教員の力量アップに積極的に取り組んでいただきたいと思います。不登校対策としての教員研修の充実について教育長の御所見をお伺いいたします。

○答弁(教育長) 不登校対策の研修につきましては、各学校においてスクールカウン セラーなどの専門家を講師として招き、不登校児童生徒への適切な対応などについ て教職員の指導力の向上を図っております。教育委員会では、生徒指導主事研修や 生徒指導フォーラムを開催し、朝登校していない児童生徒には家庭連絡をすること や欠席が2日続いた児童生徒には家庭訪問を行うなどの効果的な取り組みについて 指導するなど、生徒指導体制の充実を図っております。

また、県立教育センターにおきましては、児童生徒理解に基づく支援・援助のあり方などの専門研修や、指導主事が学校に出向いて生徒指導に関する実践的研修を実施するサテライト研修などを通じ、教職員の指導力の向上に努めております。引き続き、教職員の指導力の向上に向け、生徒指導に関する研修の充実に努めてまいります。

(5) 採 決

平成19年度広島県歳入歳出決算及び広島県公営企業決算認定の件について採決を行った結果、いずれも全会一致をもって認定すべきものと決定した。

(6) 知事あいさつ

ただいま、平成19年度の決算を認定すべきものと決定していただき、まことにありが とうございました。

財政を取り巻く環境が非常に厳しい中で、これから来年度予算を編成していくわけで ございますが、本委員会でいただきました御指摘、御提言につきましては十分留意の上、 来年度の予算に反映するよう努めてまいる所存でございます。

今後とも一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、ごあいさつと させていただきます。

(7) 議長あいさつ

閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

さきの9月定例会におきまして本委員会が設置されまして以来、9回に及ぶ集中審査をお願いしたわけでございますが、委員の皆様には終始熱心に審査を賜り、また、ただいまは適切妥当な結論を得られましたことに対し、心から敬意を表する次第であります。御案内のように、19年度以降、法人二税の収入が伸び悩み、加えて世界的な金融危機による景気の後退が本県経済にも深刻な影響を及ぼし、さらなる税収の減が懸念されるなど、財政運営を取り巻く環境はより一層厳しさを増しており、さらなる財政健全化への取り組みを推進していく必要があります。

間もなく来年度予算の編成時期を迎えることになりますが、こうした状況にあっても、 地方分権改革の推進や広島県総合計画、元気挑戦プランに掲げる元気な広島県の実現を 目指して、各種の施策に積極的に取り組むことが求められており、本委員会におきまし てもそうした観点から貴重な御意見が出されたとお伺いをいたしております。県当局に おかれましても、本委員会の意見を十分に反映され、県民の期待にこたえられますよう お願いを申し上げ、ごあいさつといたします。

(8) 委員長あいさつ

閉会に当たり、委員長として一言ごあいさつを申し上げます。

9月定例会において本委員会が設置されまして以来、御多用中にもかかわらず、終始熱心に審査をいただき、まことにありがとうございました。

委員各位の協力を得て、本日ここに委員会としての結論を得ることができ、その職責 を果たすことができましたことを、田川、髙橋両副委員長ともども深く感謝申し上げま す。

また、知事を初め執行部におかれましては、本委員会の審査に御協力をいただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

なお、審査の過程で指摘のありました事項については、今後十分留意していただき、 来年度の予算編成にも反映するなど、県勢の伸展と県民福祉の向上に一層の努力を傾注 していただくようお願いいたしまして、私のごあいさつといたします。

(9) 閉会 午後5時24分